
玉野市地域福祉活動推進計画

平成29年3月

岡山県 玉野市

社会福祉法人 玉野市社会福祉協議会

ごあいさつ



今日の地域社会において、少子高齢化・核家族化が進む中で、高齢者世帯の増加、家族の在り方の急速な変化などにより、地域における連帯意識や支え合いの機能が希薄になっています。また、障害のある人、介護を必要とする人など、生活上の支援を必要とする人々は、一層厳しい状況におかれ、一方では、自殺や家庭内暴力、虐待、ひきこもりなどが社会問題となっております。

こうした課題に対応し、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくりを実現するため、行政・関係機関だけでなく、市民、社会福祉関係団体、事業者等がそれぞれの役割を発揮して、地域における支え合いや助け合い、市民と行政の協働によって福祉を推進する指針「玉野市地域福祉計画」を平成24年3月に策定いたしました。

本市の地域福祉を総合的に推進するにあたり、玉野市社会福祉協議会が策定した、地域における具体的な福祉活動を支援する「玉野市地域福祉活動計画」と連携してまいりましたが、前計画の成果を踏まえ、必要な見直しを行う中で、新たな社会問題なども含めた地域の生活、福祉課題の解消に向け、より効果的・効率的な地域福祉の推進を図るため、平成29年度から平成33年度までの5年間を計画期間とし、行政の「地域福祉計画」と社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」を一体化し「玉野市地域福祉活動推進計画」を策定いたしました。

今後はこの計画に基づき、行政と社会福祉協議会との連携をさらに強化しながら市民一人ひとりの福祉の向上につながるよう、玉野市の地域福祉を一層推進してまいります。

最後に、計画策定にあたりまして、策定委員の皆様方をはじめ、ご協力いただいた市民、各団体の皆様方に感謝を申し上げますとともに、厚くお礼申し上げます。

平成29年3月

玉野市長

黒田 晋

ごあいさつ



社会福祉協議会は、社会福祉法において「地域福祉推進」の中核的機関として位置づけられており、時代の変遷とともに担うべき責務はますます重要なものになっています。玉野市社会福祉協議会においては、前身の「玉野市社会福祉協会」設立から66年、市民の皆様や玉野市と協働し、さまざまな事業に取り組んでまいりました。

近年、社会を取り巻く状況は、少子化、高齢化、核家族化による地域社会のつながりの希薄化、ひとり暮らし高齢者の増加による高齢者の孤立など、福祉課題の多種多様化によって、公共の福祉サービスのみでは対応が難しくなり、いま改めて地域における助け合い、支え合い社会の構築が求められています。

こうした社会情勢の中、玉野市社会福祉協議会では、行政計画である「地域福祉計画」、民間計画である「地域福祉活動計画」を、玉野市と足並みをそろえ、住民や諸団体、諸機関の参加を得て「地域福祉活動推進計画」を策定しました。そして、平成29年度から5年間の地域福祉事業の羅針盤として取り組むとともに、地区担当職員（コミュニティーソーシャルワーカー）を配置し、地域のニーズを的確に把握、解決するための協議の場の設置や社会資源の開発など「地域の福祉力」を高めるための支援活動に力を注いでまいりたいと考えています。

なお、本計画はあくまで羅針盤であり、本計画の理念である「みんなで参加みんなでつくる支え合いのまち玉野」は市民の皆様や関係機関・団体の皆様の力なくして実現することはできません。玉野市社会福祉協議会は玉野市と共に本計画実現のため全力で努力いたしますので、何卒、ご支援・ご協力を心よりお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画策定にあたりご尽力賜りました策定委員の皆様、アンケート調査、各種団体ヒアリング調査、地域懇談会にご参加いただきました多くの皆様に心から厚くお礼申し上げます。

平成29年3月

玉野市社会福祉協議会 会長 **池田 美知子**

～ 目 次 ～

第1章 計画の策定にあたって

【1】計画策定の主旨	1
【2】地域福祉を取り巻く社会的背景	2
1 地域福祉全般に関する国の動き	2
2 高齢者福祉・介護保険制度の動き	2
3 障害者制度の動き	3
4 子育て支援制度の動き	3
5 岡山県の動き	3
【3】地域福祉とは	4

第2章 計画の概要

【1】本計画の位置付け	5
1 根拠法	5
2 地域福祉計画	5
3 地域福祉活動計画	6
4 一体的な策定	6
5 地区福祉活動計画	6
【2】他計画との整合	7
【3】計画の期間と策定体制	8
1 計画の期間	8
2 計画の策定体制	8

第3章 地域福祉を取り巻く現状と課題

【1】玉野市の概況	10
【2】玉野市の現状	11
1 人口等の動き	11
2 人口動態	12
3 年齢別人口	13
4 高齢者の状況	14
5 障害のある人の状況	15
6 子どもの状況	16
7 福祉的課題を抱えている人の現状	19
【3】地区の現状	20
1 地区の人口・世帯数	20
2 高齢化の状況	21
【4】前期計画（市）及び前期活動計画（社協）における取組	22
1 前期計画（市）における取組	22
2 前期活動計画（社協）における取組	23

第4章 計画の基本的な考え方

【1】本市における地域福祉の課題と取組の方向	25
【2】基本理念	30
【3】基本目標	31
【4】施策の体系	33

第5章 施策の展開

【基本目標1】ともに支え合う意識づくり	34
1 広報・啓発活動の推進	34
2 福祉教育の推進と学習機会の充実	36
【基本目標2】福祉のネットワークと担い手づくり	38
1 地域で顔が見える交流づくり	38
2 福祉活動のネットワークづくり	40
3 福祉を支える担い手の育成	42
4 ボランティアの育成と活動支援	43
【基本目標3】福祉サービスを利用しやすい環境づくり	45
1 相談支援体制の充実	45
2 苦情解決や権利擁護の推進	47
3 福祉サービスの充実と利用促進	49
4 福祉サービス提供基盤の充実	51
【基本目標4】誰もが暮らしやすい福祉のまちづくり	53
1 人にやさしい生活環境の整備	53
2 災害時の支援体制の充実	55
3 防犯体制の充実	57

第6章 計画の推進

【1】計画の推進にあたって	58
1 計画の推進体制	58
2 地域福祉のネットワークづくり	58
【2】計画の進行管理	59

資料編

【1】地域福祉のグランドデザイン	61
【2】玉野市 地域福祉の推進に関する市民アンケート調査結果の概要	62
【3】和田地区福祉活動計画	72
【4】玉野市地域福祉計画策定委員会条例	77
【5】玉野市地域福祉活動推進計画策定委員会設置要綱	78
【6】玉野市地域福祉活動推進計画策定委員会 委員名簿	80
【7】玉野市地域福祉計画庁内策定本部設置要綱	81
【8】玉野市地域福祉計画庁内策定本部 名簿	82
【9】策定経緯	83

第1章 計画の策定にあたって

【1】計画策定の主旨

近年、少子高齢化や核家族化、あるいは世帯当たりの家族数の減少（小世帯化）などを背景として、地域における住民同士の結びつきが希薄化し、隣近所のコミュニケーション不足や、支え合いの関係が弱くなりつつある現状がみられます。

これらの社会環境の変化に伴う、生活様式や価値観の多様化などを背景に、地域においては支援を必要とする人も増加しています。ひとり暮らし高齢者の閉じこもりや孤独死、子育て家庭における育児放棄（ネグレクト）や虐待などをはじめ、災害時における要配慮者の避難体制の確立など、社会的課題は多様化しており、これまでの支援の考え方や公的なサービスだけでは問題の解決が困難となっています。

これまで「福祉」とは、支援を必要とする人を救済するためのもの、といったイメージがありました。しかし今日では、社会的・経済的に困難な立場にある人への支援はもとより、支援を必要とする人もそうでない人も、同じ社会の一員としてお互いに認め合い、支え合いながら共生できる社会を築いていくことが求められています。

これからの福祉の推進にあたっては、このような地域社会の変化と多様な生活課題への対応が求められます。

こうした状況を踏まえ、玉野市（以下「本市」と表記）では、平成24年3月に、支え合い、助け合いを基調に、全ての市民が地域で安心して暮らすことができるよう、市民との協働により、地域福祉を推進することを目的とした「玉野市地域福祉計画（以下「前期計画（市）」と表記）」を策定しました。また、玉野市社会福祉協議会（以下「社協」と表記）では、平成23年3月に、福祉活動を行う地域住民やボランティアなどの自主的・自発的な取組について体系化した、民間活動の自主的な行動計画である「玉野市社会福祉協議会 地域福祉活動計画（以下「前期活動計画（社協）」と表記）」を策定しました。

このたび、本市と社協では、前期計画（市）及び前期活動計画（社協）の計画期間満了に伴い、社会的背景などを踏まえながら両計画を融合し、改めて「玉野市地域福祉活動推進計画（以下「本計画」と表記）」を策定します。

本計画では、地域福祉を取り巻く環境の変化を踏まえつつ、総合的・長期的な視点で地域福祉推進の方向性及び具体的行動指針を示し、より一層の地域福祉の推進に取り組みます。

【2】地域福祉を取り巻く社会的背景

1 地域福祉全般に関する国の動き

国においては、「地域における『新たな支え合い』を求めて」（「これからの地域福祉のあり方に関する研究会（厚生労働省）」）において、地域福祉計画に盛り込む事項が提起され、高齢者、障害のある人や子どもなど分野別福祉計画では網羅できない「生活課題」への対応をはじめ、圏域の設定や活動の担い手、拠点の設置などが検討されてきました。

その後、東日本大震災の発生により、災害時要援護者の把握と支援方法の確立の必要性が再確認されています。また、高齢者を対象とした「地域での要援護者に係る情報の把握・共有、安否確認方法」、さらには、既存の公的サービスの対象とならない社会から孤立している人が、地域で安心して暮らすことができるよう、見守りや買物などを支援する「安心生活基盤構築事業」（安心生活創造推進事業、日常生活自立支援事業等）などが推進されています。

国では生活困窮者自立支援法（平成 27 年 4 月施行）の地域福祉計画への反映、重要な担い手である地区民生委員・児童委員の活動環境の整備を推進することとしています。また、平成 28 年 4 月に成立した「成年後見制度利用促進法（成年後見制度の利用の促進に関する法律）」により、市町村は「成年後見制度利用促進計画」の策定が努力義務化されました。

2 高齢者福祉・介護保険制度の動き

平成 27 年度からスタートした第 6 期介護保険事業は、「地域包括ケアの推進」の考え方を中心に大幅な制度改正が行われ、介護予防・日常生活支援総合事業、認知症事業、生活支援体制の整備などが進められているところです。「団塊の世代」が 75 歳以上となる平成 37 年を目途に、高齢者が住み慣れた地域での生活が継続できるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を目指した体制整備に向けた、移行期間における計画として位置付けられています。

平成 30 年度からスタートする第 7 期介護保険事業は、現制度に沿って進められた地域包括ケア体制を確立させ、実行し具体化させていくための重要な計画であると言えます。第 7 期計画においては、高齢者だけではなく、家族や事業者・従事者への配慮等を考慮した制度改正が行われ、「支援体制の整備・充実」に向けた取組が本格化するとみられます。第 7 期計画における制度改正の考え方としては、家族介護者の負担軽減、介護離職者の抑制、介護人材の確保、サービス供給の拡大、要支援認定者の利用可能サービスの再検討などが示されています。

本市においては、これらの動向を踏まえ、第 7 期玉野市老人保健福祉計画・介護保険事業計画の策定を進めています。

3 障害者制度の動き

平成 23 年 8 月に改正された「障害者基本法」では、目的規定の見直し（共生社会実現の規定等）や、障害者の定義の見直し（発達障害の規定等）が定められるとともに、制度や慣行などにおける社会的な障壁を取り除くための配慮が求められています。

また、「障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）」が平成 24 年 10 月から施行され、市町村においては虐待の早期発見と防止に努める責務があるとともに、発見者には市町村への通報義務が課せられています。

平成 25 年 4 月には、従来の「障害者自立支援法」に代わる法律として、「障害者総合支援法」が施行され、地域社会における共生や社会的障壁の除去を目的とする基本理念を掲げています。さらに、平成 28 年 5 月に成立した同法の改正法では、施設やグループホームを利用していた人を対象とする、定期巡回・随時対応サービス（自立生活援助）の創設をはじめ、重度訪問介護の訪問先の拡大、医療的ケアを要する障害児について、自治体に保健・医療・福祉連携を促すことなどが示されています。

このほか、平成 25 年 6 月には「障害者雇用促進法（障害者の雇用の促進等に関する法律）」の改正（平成 28 年 4 月一部施行）や、平成 25 年 6 月「障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」の成立（平成 28 年 4 月施行）など、障害のある人を取り巻く環境は大きく変化しています。

4 子育て支援制度の動き

平成 27 年度から始まった「子ども・子育て支援新制度」では、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識を踏まえ、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野で、子育て支援体制の構築が求められています。

本市においては、現在中学生まで医療費が無料となっています。また、平成 27 年 3 月に策定した「玉野市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、これまでの子育て支援施策の取組を踏まえ、本市で生まれ育つ全ての子どもが健やかに成長する環境と、地域全体で子育てを支える取組の充実に向けて、様々な施策を推進しています。

5 岡山県の動き

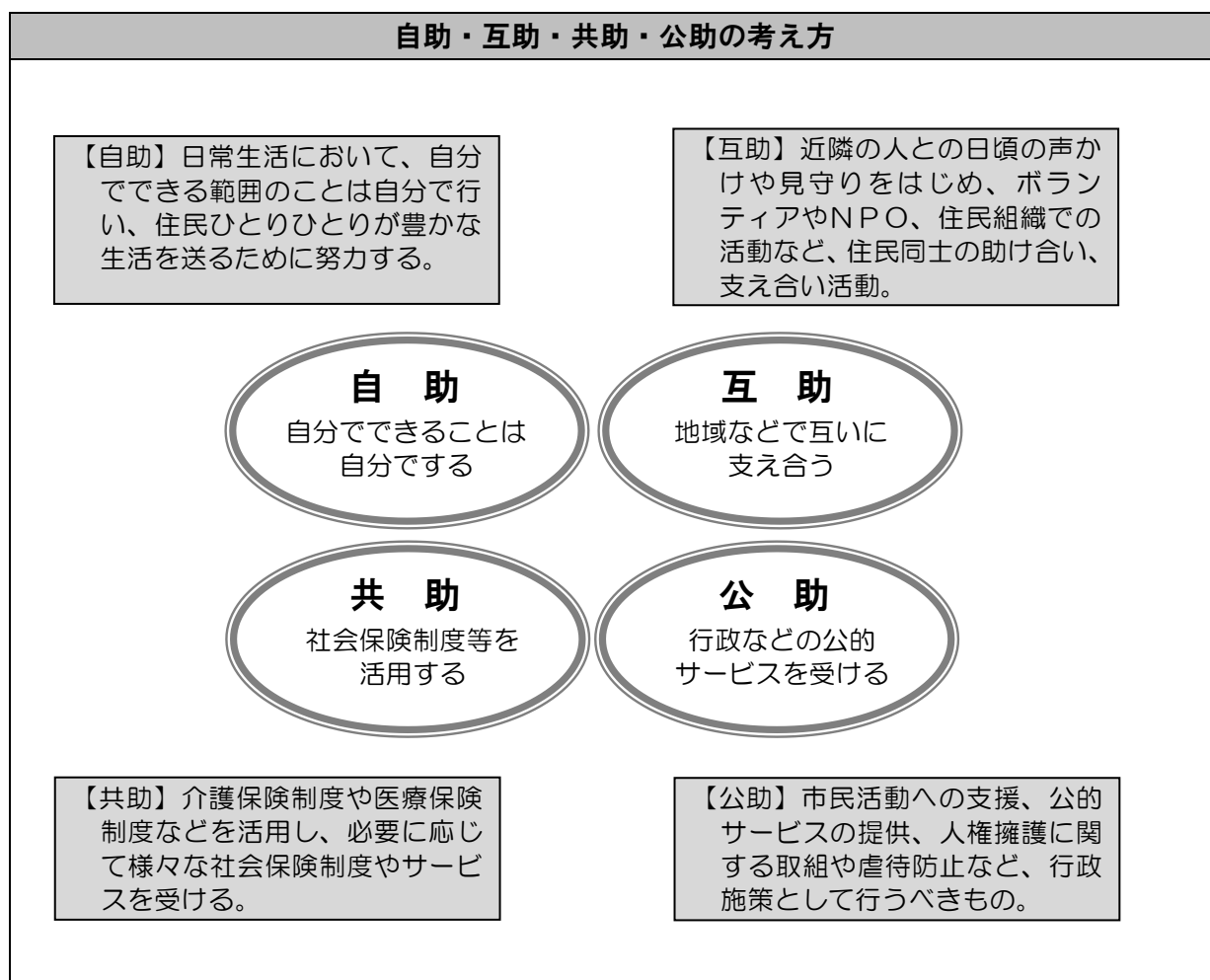
岡山県では、平成 25 年 3 月に「岡山県地域福祉支援計画」を策定し、「地域全体で、すべての人の『自立』と『安全・安心』を支えていく地域福祉社会の実現」を基本理念とし、地域福祉の総合的な推進に取り組んでいます。

この計画では、「共に支え合う地域づくりの推進」「利用者本位の福祉サービスの提供体制の整備」「市町村地域福祉計画の策定の支援・推進」を重点課題とし、誰もが安心して暮らせる地域社会を実現するため、地域住民をはじめ、様々な福祉の担い手が共に支え合い、連携しながら地域福祉を推進していくこととしています。

【3】地域福祉とは

「地域福祉」とは、手助けや支援を必要としている人が抱える生活上の様々な問題や課題を、高齢者や障害のある人、子どもといった対象別ではなく、自分たちが住んでいる「地域」を中心として、共に助け合いながら、暮らしやすいまちづくりを進めていこうとする取組のことを言います。

そのためには、「日頃、身の回りで起こる問題は、まず個人や家庭の努力で解決（自助）し、個人や家族内で解決できない問題は、隣近所やボランティア、NPOなどの活動（互助）で解決する。さらに、介護保険制度、医療保険制度など社会保険制度等を活用する相互扶助（共助）、地域で解決できない問題や公的な制度としての福祉・保健・医療その他の関連する施策に基づくサービス供給等、行政でなければできないことは行政が中心となって解決する（公助）」といった、重層的な取組が必要です。

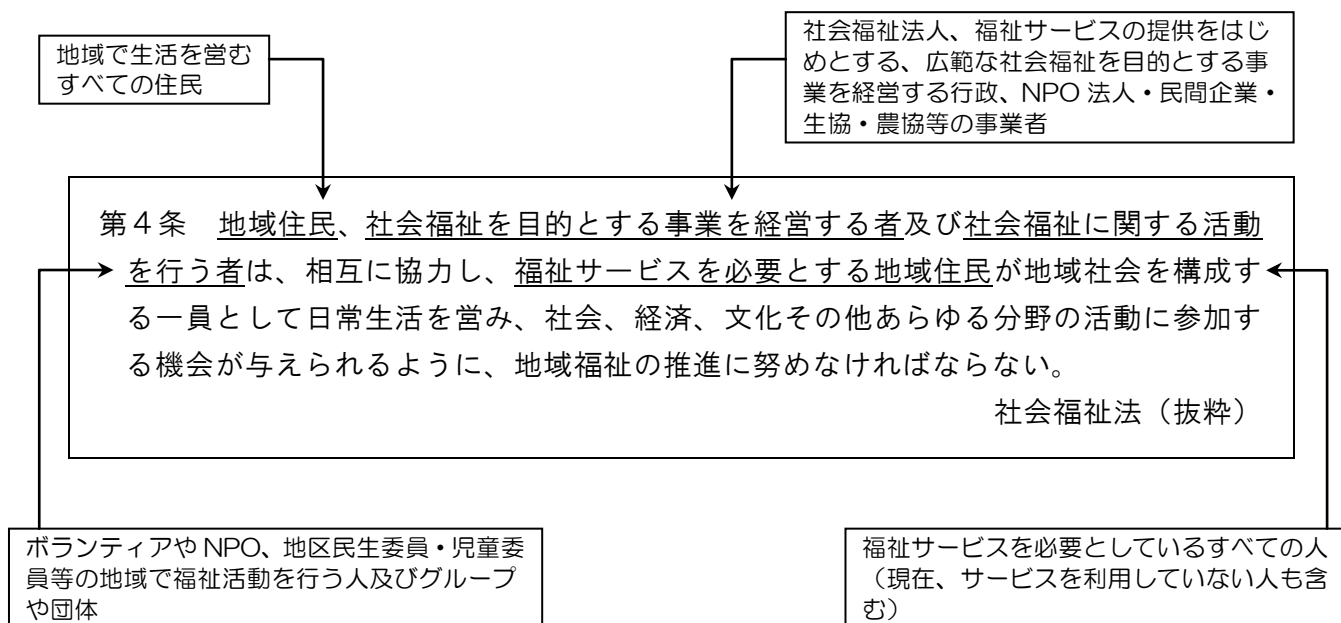


第2章 計画の概要

【1】本計画の位置付け

1 根拠法

平成12年に改正された「社会福祉法」では、第4条において、今後の社会福祉の基本理念の一つとして「地域福祉の推進」を掲げるとともに、地域福祉を推進する主体と目的を定め、地域における福祉施策や住民の福祉活動を総合的に展開することを求めています。



2 地域福祉計画

地域福祉計画は、「社会福祉法」第107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、市の将来を見据えた地域福祉のあり方や、地域福祉推進のための基本的な施策の方向を定めるものです。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

社会福祉法（抜粋）

3 地域福祉活動計画

地域福祉活動計画は、「住民」「地域で福祉活動を行う者」「福祉事業を経営する者」が相互に協力・連携して、地域福祉の推進を目的とする実践的な行動計画として、具体的な取組が明示されたもので、福祉活動を行う地域住民やボランティアなどの自主的・自発的な取組について体系化した、民間活動の自主的な行動計画として策定します。

地域福祉計画との整合性を図りながら、社会福祉法第 109 条で地域福祉の推進役として位置付けられた社会福祉協議会が中心となって策定します。

また、地域住民や福祉活動の担い手の個別的な状況にも配慮するとともに、制度的に未着手の分野にも先駆的・開拓的に事業展開し、住民の主体的な福祉活動やコミュニティづくり活動の推進、そのための人材育成などが特徴となっています。

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

社会福祉法（抜粋）

4 一体的な策定

地域福祉計画及び地域福祉活動計画は、ともに地域福祉を推進していくための計画であり、地域住民や団体等と行政との協働など、理念や考え方などでも重なるところが多く、相互に連携することが必要であるため、本市では両計画を一体的に策定し「玉野市地域福祉活動推進計画」として取りまとめます。

5 地区福祉活動計画

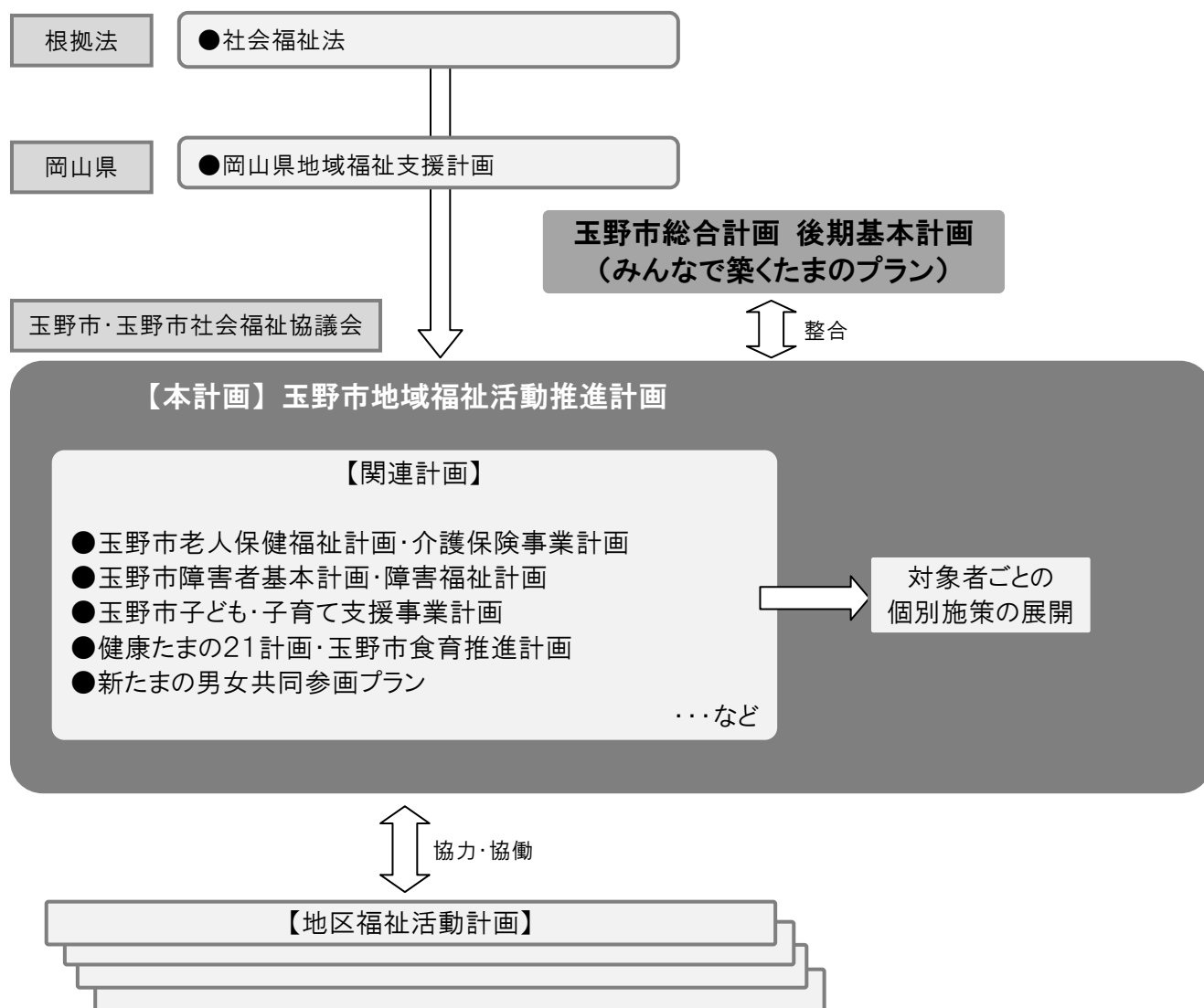
本計画は、具体的な福祉活動を推進するために、各地区で独自に策定する「地区福祉活動計画」に対するガイドラインの役目を果たします。

【2】他計画との整合

本計画は、地域福祉に係る国の考え方や県の方針等を踏まえつつ、本市の上位計画である「玉野市総合計画 後期基本計画ーみんなで築くたまのプランー」をはじめ、分野別福祉計画との連携・調整など、関連する他の部門計画との整合にも配慮するものです。

計画の推進にあたっては、各計画との連携や調整を図るとともに、新たな課題や環境の変化に柔軟に対応できるように配慮します。

◆関連計画との整合イメージ◆



【3】計画の期間と策定体制

1 計画の期間

本計画の期間は、平成 29 年度から平成 33 年度までの5年間とします。

ただし、社会環境の変化や上位計画、地域の動向、福祉ニーズの変化など、様々な状況に的確に対応できるよう、随時、計画全体の状況把握を行い、必要に応じて柔軟に見直しを図ることとします。

2 計画の策定体制

(1) 計画策定体制

①玉野市地域福祉活動推進計画策定委員会

学識経験者、関係機関の代表者等で組織し、計画の原案や重要事項等を審議しました。

②玉野市地域福祉計画策定本部会

市の関係部長で組織し、計画の原案や重要事項等を審議しました。

③玉野市地域福祉計画策定本部幹事会

市の関係課職員及び社協の担当者で組織し、計画の原案や重要事項等を審議しました。

④地域福祉活動推進計画策定プロジェクト会議

本市関係課及び社協によるプロジェクト会議を組織し、本市と社協の連携体制のもとで策定作業を進めました。

(2) 市民の意見反映

①地域懇談会の実施

計画の策定に当たり、おおむね市民センター単位の市内 11 か所で地域懇談会を開催し、「計画実践の場」となる地域住民の意見や考えを、グループワーク形式によりアイデア出し等を行い、計画策定の基礎資料としました。

開催期間	平成 28 年 1 月 25 日（月）～2 月 22 日（月）
参加者数	180 人（市・社協担当者を除く）
内容	地域の既存課題や、新たに生じた課題をあげていただき、それらの課題に対し「各地区で現在取り組んでいること」「今後取り組んでいけそうなこと」等について意見をいただいた。

②アンケート調査の実施

計画の策定にあたり、本市在住の 20 歳以上の市民を対象とし、地域福祉についての意識やニーズ等を調査し、計画策定の基礎資料とすることを目的として、郵送での配布・回収によりアンケート調査を実施しました。

調査名称	玉野市 地域福祉の推進に関する市民アンケート調査
調査対象	本市に居住する 20 歳以上の市民
調査方法	郵送配布・回収
調査期間	平成 28 年 8 月～9 月
配布数	2,000 人
回収状況	716 人（有効回収率 35.8%）

※調査結果の概要については、資料編に掲載。

③関係団体ヒアリング調査の実施

計画の策定にあたり、本市の福祉関連団体や住民活動組織等へのヒアリングシートによる定性的な調査を行い、地域での活動上の問題点や課題、方向性のヒントやキーワードを探り、計画策定の基礎的な資料としました。

調査名称	地域福祉に関する関連団体等意識調査
調査対象	福祉関連団体・住民活動組織等
調査方法	郵送配布・回収
調査期間	平成 28 年 10 月
配布数と回収状況	配布 35 件、回収 19 件、回収率 54.3%

④パブリックコメントの実施

平成 29 年 1 月 4 日（水）～1 月 31 日（火） ※意見等なし

第3章 地域福祉を取り巻く現状と課題

【1】玉野市の概況

本市は岡山県の南端に位置し、瀬戸内海の美しい自然に恵まれた、風光明媚で温暖な気候の地域です。市の中心部にある宇野港は、宇野～高松を結ぶ宇高連絡船の発着地として発展してきました。また、本土と四国を結ぶ海上交通の要衝として、瀬戸内のターミナル機能を有しています。

近年、市民のまちづくりに対する参画意識が高まっていることから、地域が主体性を持ち、その能力を十分に発揮できるよう、市民活動への積極的な支援を行い、市民と行政との協働によるまちづくりを進めるとともに、本市を取り巻く環境の変化に適切に対応し、事業の選択と集中を行いながら、「安心・活力・支えあい～みんなで築く自立都市」を将来像として掲げ、地域の特色を生かした満足度の高いまちづくりを進めています。



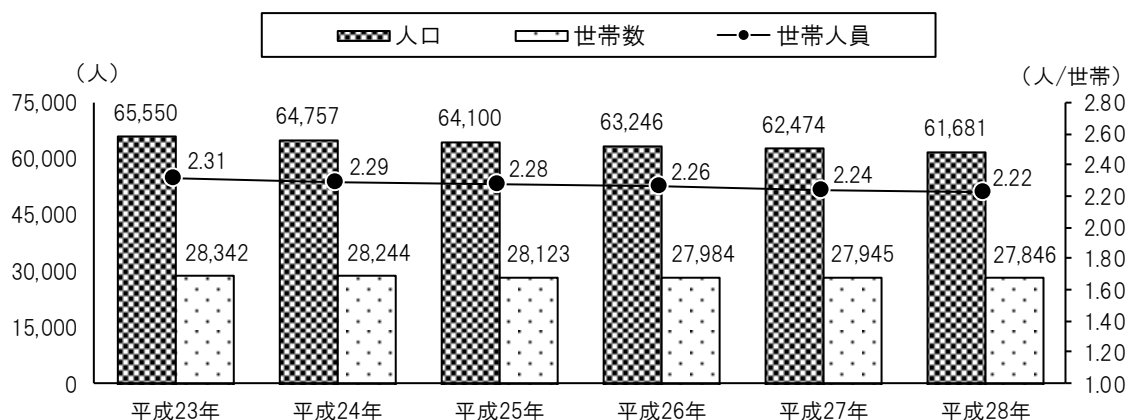
【2】玉野市の現状

1 人口等の動き

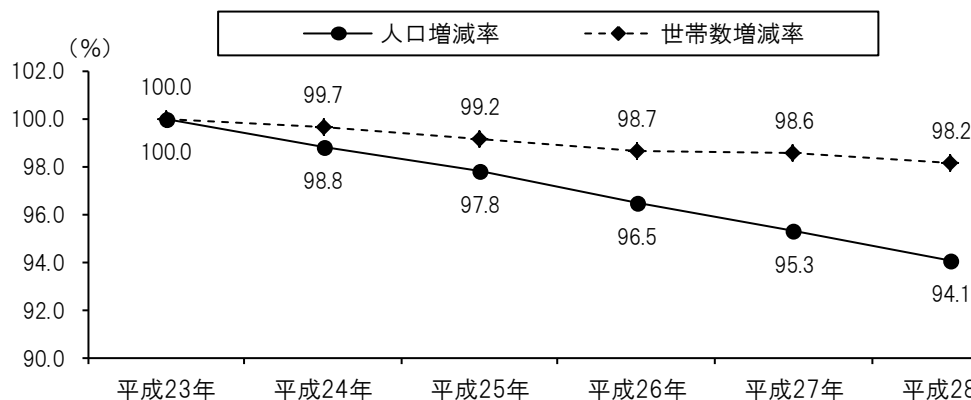
本市の人口は、平成 28 年 3 月末現在で 61,681 人と、平成 23 年から約 3,900 人近くの減少（平成 23 年を 100.0 とした場合 94.1）となっています。

世帯あたりの人口数を示す世帯人員は、平成 23 年の 2.31 人から平成 28 年で 2.22 人と、緩やかに小家族化傾向にあります。

◆人口・世帯数の推移◆



◆人口・世帯数増減率◆



	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
人口(人)	65,550	64,757	64,100	63,246	62,474	61,681
世帯数(世帯)	28,342	28,244	28,123	27,984	27,945	27,846
世帯人員(人/世帯)	2.31	2.29	2.28	2.26	2.24	2.22
人口増減率(%)	100.0	98.8	97.8	96.5	95.3	94.1
世帯数増減率(%)	100.0	99.7	99.2	98.7	98.6	98.2

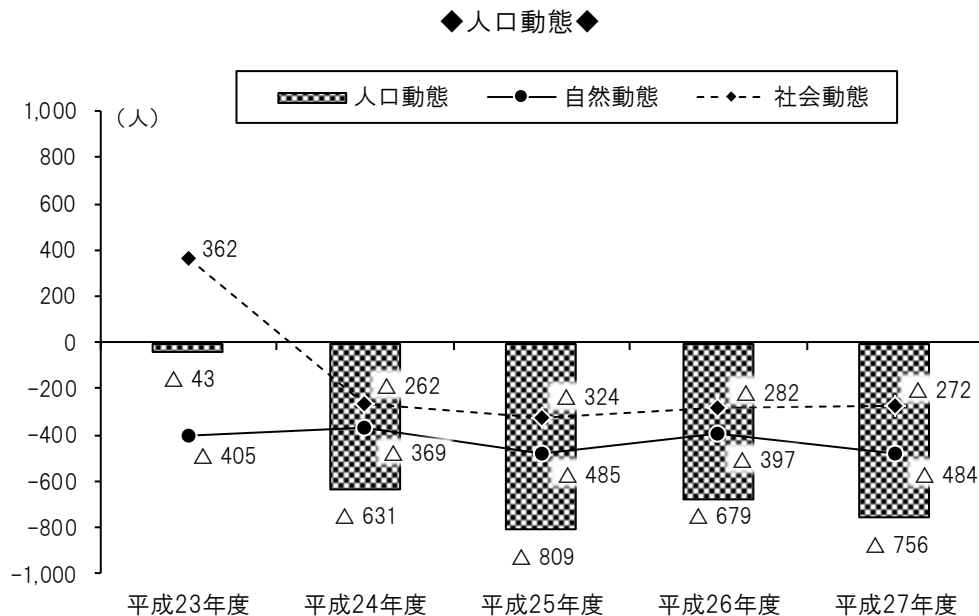
注：増減率は、平成 23 年を 100.0 とした場合の各年の割合を示す。

資料：住民基本台帳（各年 3 月末現在）

2 人口動態

人口の動きである「人口動態」をみると、出生と死亡の差からみる「自然動態」は近年マイナスで推移しています。つまり、死亡者数が出生者数を上回っている状態にあります。転入と転出の差からみる「社会動態」についても、市外への転出者数が市内への転入者数を上回るマイナスを示し、転出超過傾向が継続しています。

平成 27 年度では、自然動態がマイナス 484 人、社会動態がマイナス 272 人であり、合計 756 人の人口減少となっています。



(人)	自然動態			社会動態		人口動態
	出生	死亡		転入	転出	
平成 23 年度	373	778	△405	1,396	1,034	△43
平成 24 年度	409	778	△369	1,522	1,784	△631
平成 25 年度	362	847	△485	1,447	1,771	△809
平成 26 年度	421	818	△397	1,489	1,771	△679
平成 27 年度	398	882	△484	1,489	1,761	△756

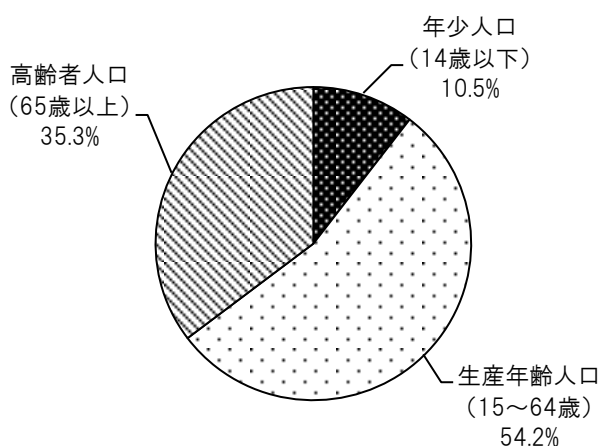
資料：住民基本台帳（各年 3 月末現在）

3 年齢別人口

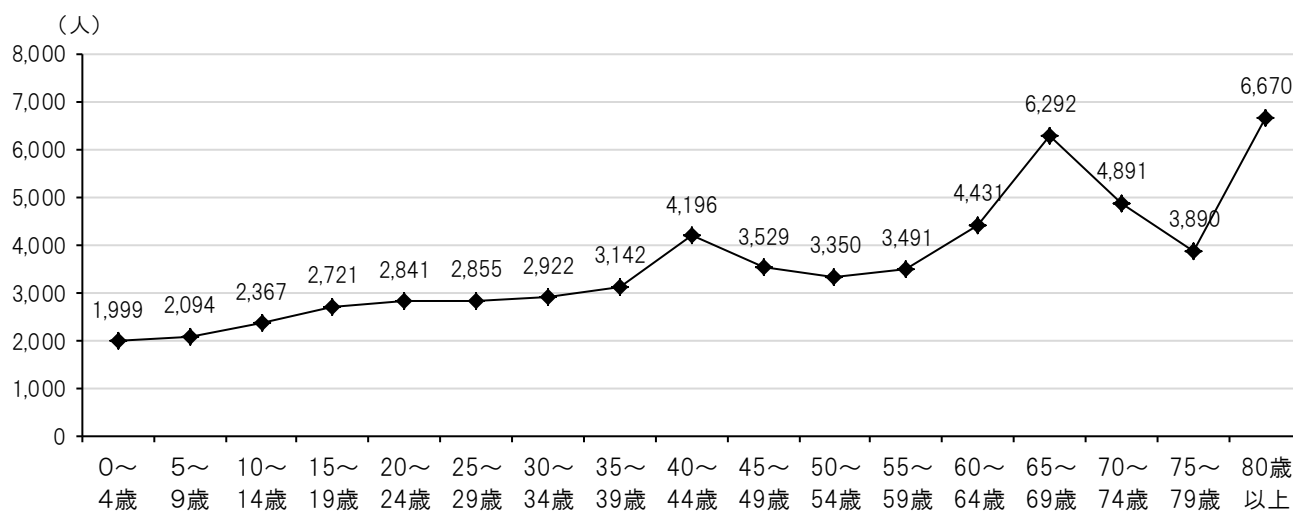
本市の年齢別人口構成比をみると、平成28年3月現在、年少人口（14歳以下）が10.5%、生産年齢人口（15～64歳）が54.2%、高齢者人口（65歳以上＝高齢化率）が35.3%となっており、ほぼ3人に1人が高齢者という状況です。

さらに、5歳階級別にみると、60歳代後半のいわゆる「団塊の世代」及びその子ども世代である40歳代前半の「団塊ジュニア層」は、本市の人口の中でもボリュームの多い年齢層となっています。

◆年齢区分別人口構成比◆



◆年齢5歳階級別人口構成比◆

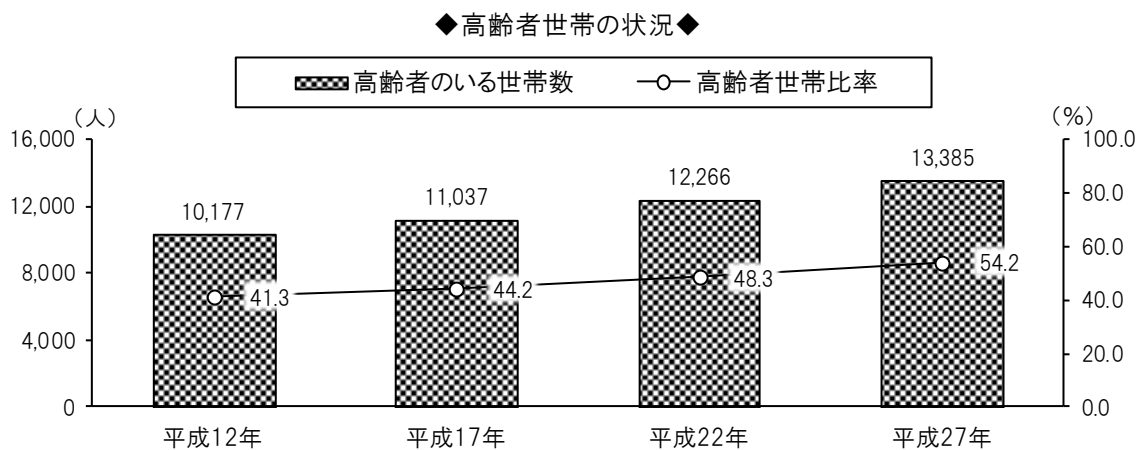


資料：住民基本台帳（平成28年3月末現在）

4 高齢者の状況

(1) 高齢者世帯の状況

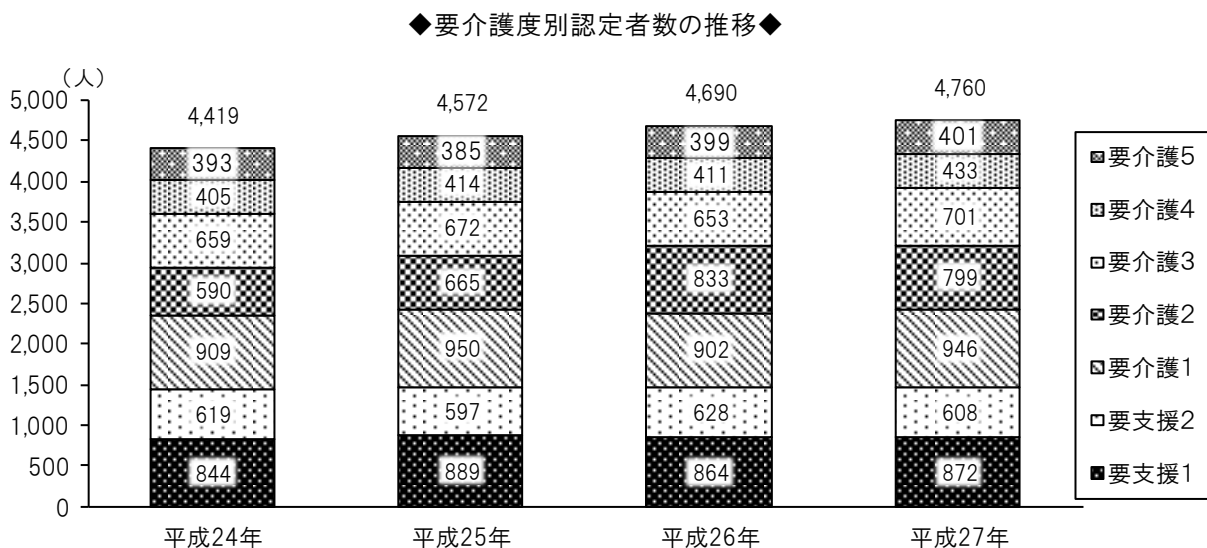
人口の高齢化が進むとともに、ひとり暮らしの高齢者や高齢夫婦のみ世帯が増えています。平成27年では、市内の一般世帯のうち、65歳以上の人が暮らしている世帯は13,385世帯で、全世帯数に占める構成比は54.2%と過半数を占めています。このうち、ひとり暮らし高齢者世帯（独居世帯）は3,597世帯となっています。



資料：国勢調査(各年10月1日現在)

(2) 要支援・要介護認定者の動向

介護保険の対象者となる、要支援・要介護認定者数の推移をみると、認定者の総数は、平成27年で4,760人となっており、近年は増加傾向で推移しています。



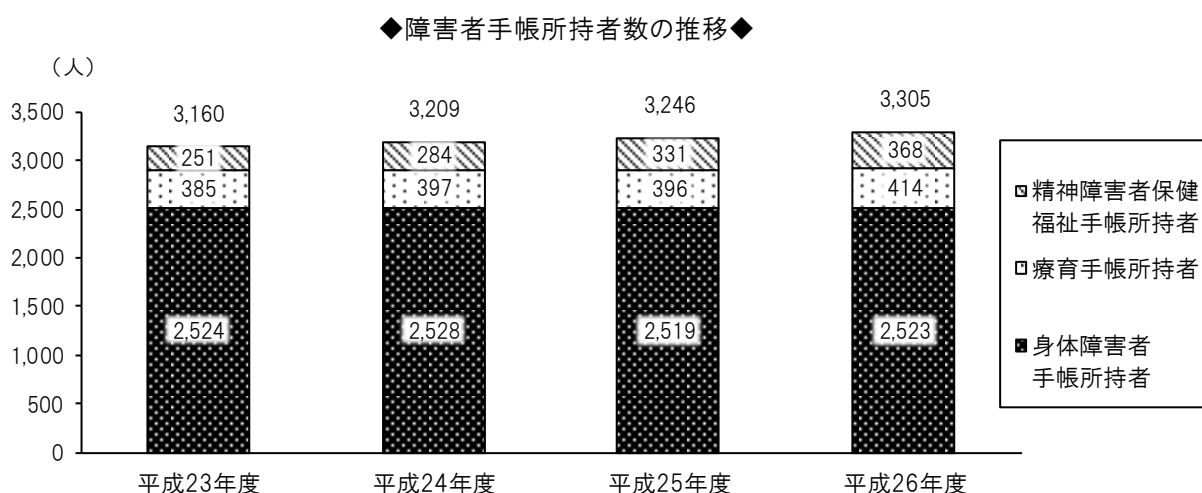
資料：厚生労働省「介護保険事業報告」(各年3月末現在)

5 障害のある人の状況

市内で暮らしている障害のある人は、平成 26 年度の各障害者手帳所持者数の合計で見ると 3,305 人となっています。そのうち身体障害者手帳所持者数が 2,523 人と大半を占め、療育手帳所持者数が 414 人、精神障害者保健福祉手帳所持者数が 368 人となっています。身体障害者手帳所持者数はほぼ横ばいですが、療育手帳所持者数及び精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向で推移しています。

また、障害のある人本人や家族の高齢化が進みつつあります。

国では、制度改革に向けた検討が進められていますが、「障害者基本法」の改正により、障害者の定義として発達障害が含まれることが明記されるなど、障害福祉施策の対象は拡大される方向にあります。



(人)	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	増減率(%)
身体障害者手帳所持者	2,524	2,528	2,519	2,523	100.0
療育手帳所持者	385	397	396	414	107.5
精神障害者保健福祉手帳所持者	251	284	331	368	146.6
合計	3,160	3,209	3,246	3,305	104.6

注：増減率は、平成 23 年度を 100.0 とした場合の平成 26 年度の割合を示す。

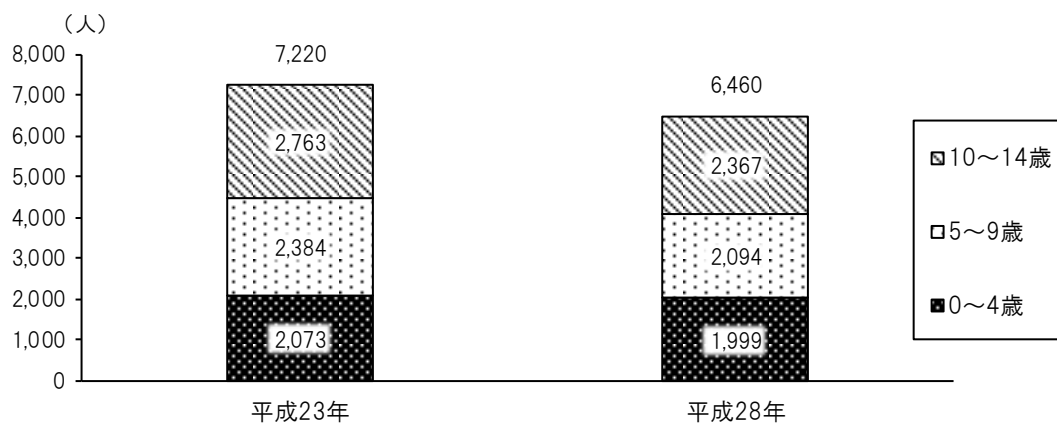
資料：庁内資料(各年 3 月末現在)

6 子どもの状況

(1) 子どもの人口

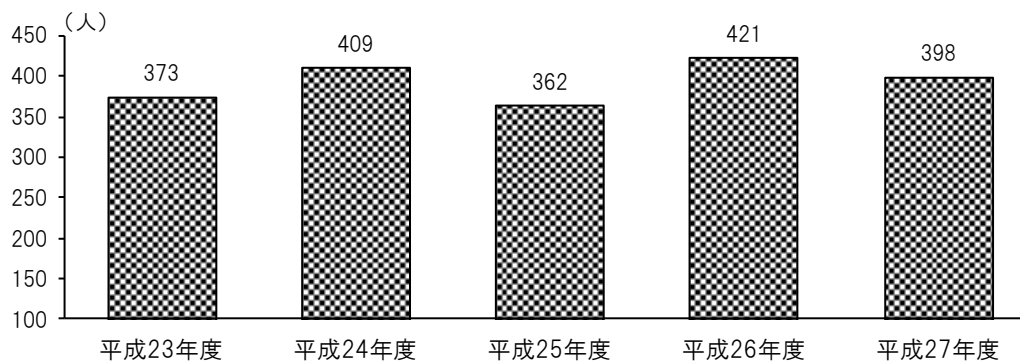
少子高齢化の進行に伴い、年少人口（14 歳以下）は減少傾向にあり、平成 23 年時点の 7,220 人から、平成 28 年では 6,460 人となっています。

◆年少人口(14 歳以下)の推移◆



年間出生数は近年、約 400 人前後で増減を繰り返しながら推移しており、平成 27 年度では 398 人となっています。

◆年間出生数の推移◆

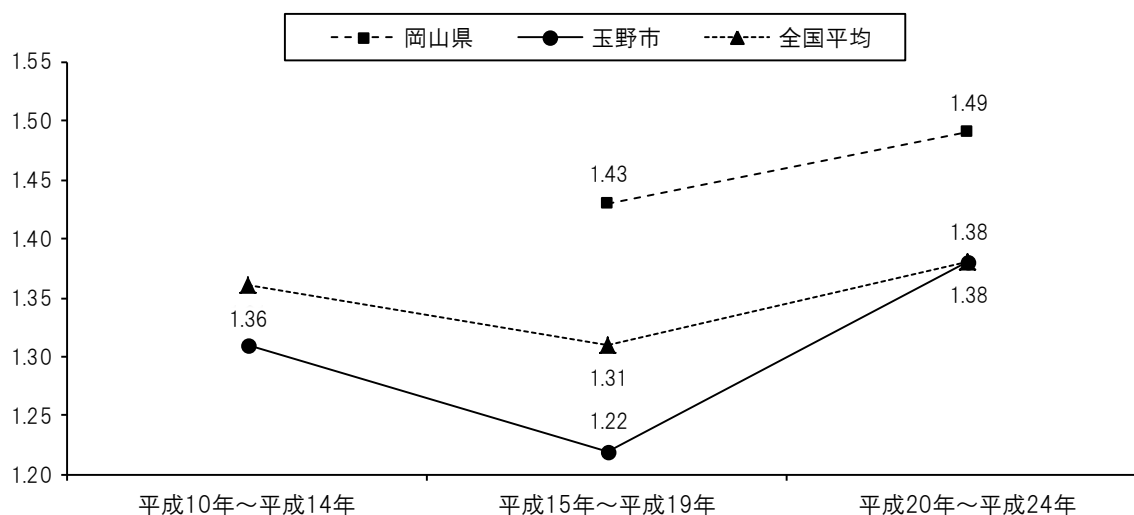


資料：住民基本台帳(平成 28 年 3 月末現在)

(2) 合計特殊出生率

一人の女性が一生の間に産む子どもの数に相当する合計特殊出生率（15歳から49歳までの女子の年齢別出生率の合計）は、平成20年～平成24年では1.38となっています。全国平均と同値で、県の平均を下回っていますが、平成15年～平成19年から増加しています。

◆合計特殊出生率の推移◆



	平成10年～平成14年	平成15年～平成19年	平成20年～平成24年
岡山県	未公表	1.43	1.49
玉野市	1.31	1.22	1.38
全国平均	1.36	1.31	1.38

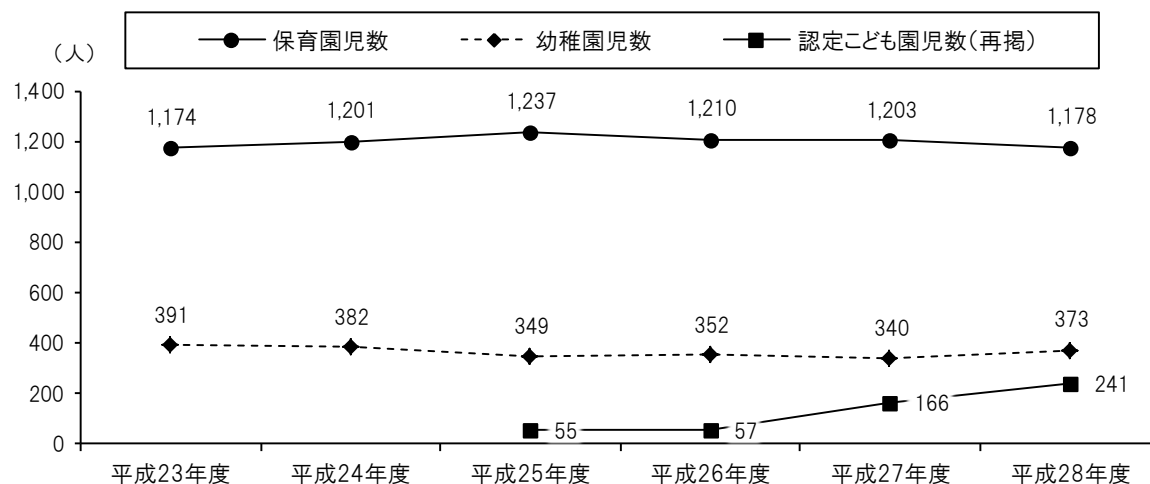
資料：厚生労働省「人口動態保健所・市区町村別統計」

(3) 園児・児童・生徒数の推移

市内には平成 28 年現在、11 か所の認可保育園、7 か所の幼稚園、3 か所の認定こども園があり、それぞれ保育園児数が 1,178 人（うち、認定こども園の保育園児相当数 192 人）、幼稚園児数 373 人（うち、認定こども園の幼稚園児相当数 49 人）、認定こども園児数は 241 人となっています。

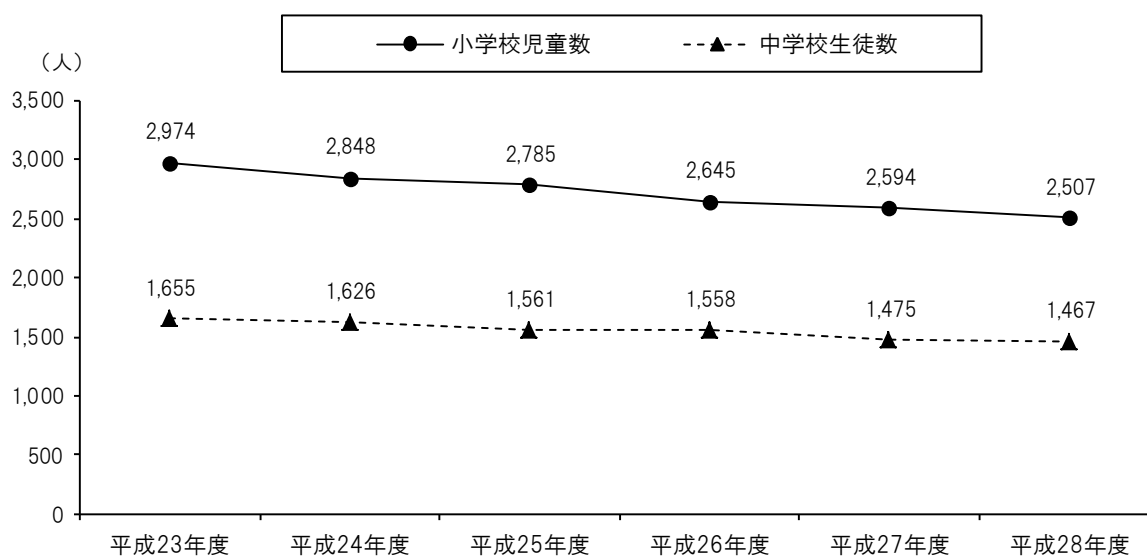
◆保育園・幼稚園・認定こども園児数の推移◆

（平成 25 年度以降の保育園・幼稚園児数は認定こども園の各園児相当数を含む）



また、小学校児童数、中学校生徒数は、ともに減少傾向にあります。

◆小学校児童・中学校生徒数の推移◆



資料：庁内資料（各年 4 月 1 日現在）

7 福祉的課題を抱えている人の現状

本市における、ひとり親家庭については、平成 27 年で 395 世帯となっており、その大半を母子世帯で占めています。

母子世帯については、経済面や就労などで厳しい状況にある家庭が多く、子育てを含む家庭生活への支援や就業に向けた支援など、総合的な自立支援対策が必要となっています。父子家庭についても、子どもの養育や家事など生活面において課題を抱える場合が多く、社会的な支援が必要です。

◆ひとり親家庭の状況◆

	平成 22 年	平成 27 年
ひとり親家庭(合計)	474	395
母子世帯数	414	343
父子世帯数	60	52

資料：国勢調査(各年 10 月 1 日現在)

生活保護は、高齢・病気・障害等で収入が減少し、資産（預貯金・生命保険・土地など）の活用、身内の援助等の最善をつくしてもなお生活が困難になった時に、一定の基準に従って最低限度の生活を保障し、一日も早く自立して生活できるように支援する制度です。

本市の生活保護世帯については、平成 27 年度末で 634 世帯となっており、近年は増加傾向で推移しています。

◆生活保護世帯の状況◆

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	増減率 (%)
被保護実世帯数(世帯)	582	618	616	629	634	108.9
被保護実人員(人)	838	873	872	863	855	102.0
人口千人あたり保護率(‰)※	13.04	13.62	13.79	13.81	13.86	106.3

注：増減率は、平成 23 年度を 100.0 とした場合の平成 27 年度の割合を示す。

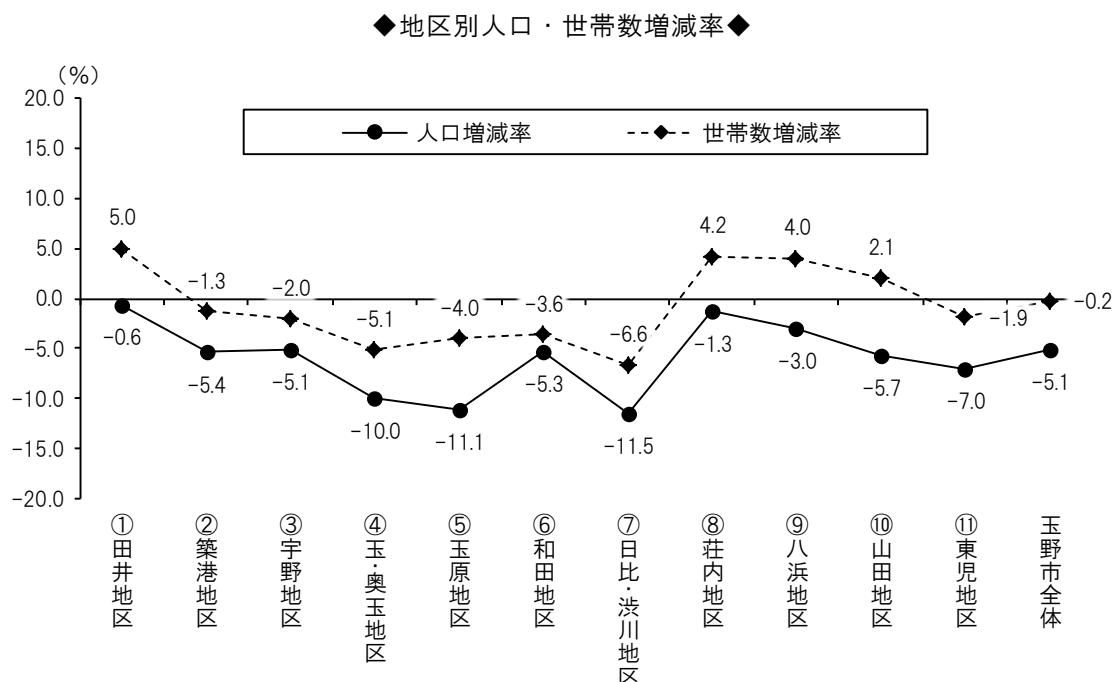
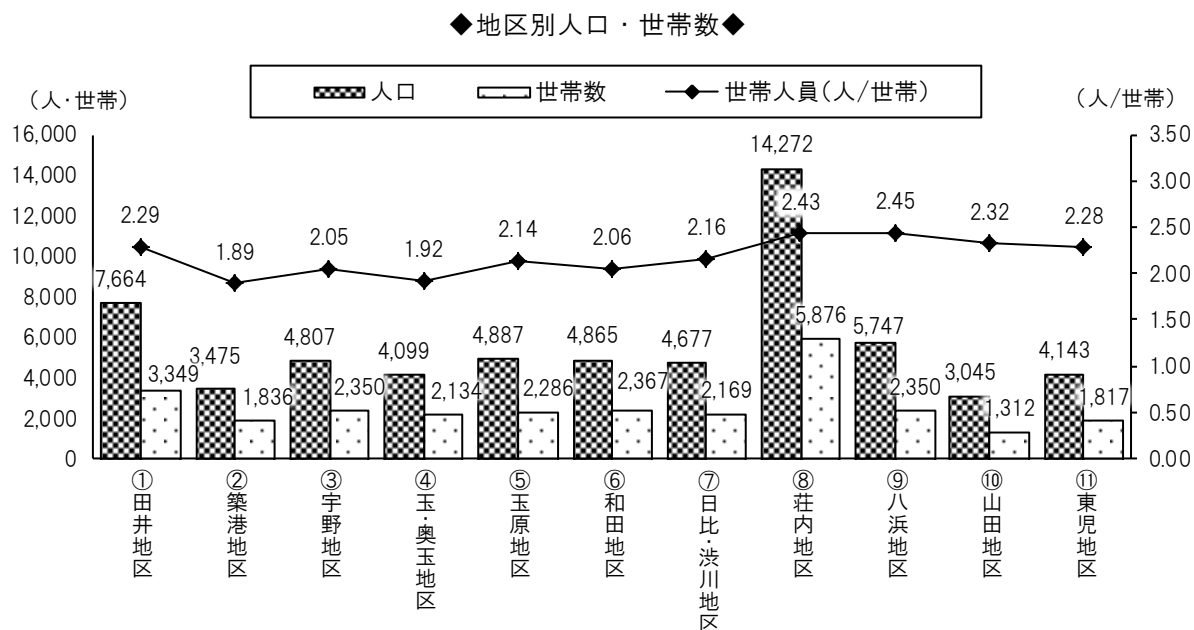
※ ‰＝パーミル

資料：庁内資料(各年 3 月末現在)

【3】地区の現状

1 地区の人口・世帯数

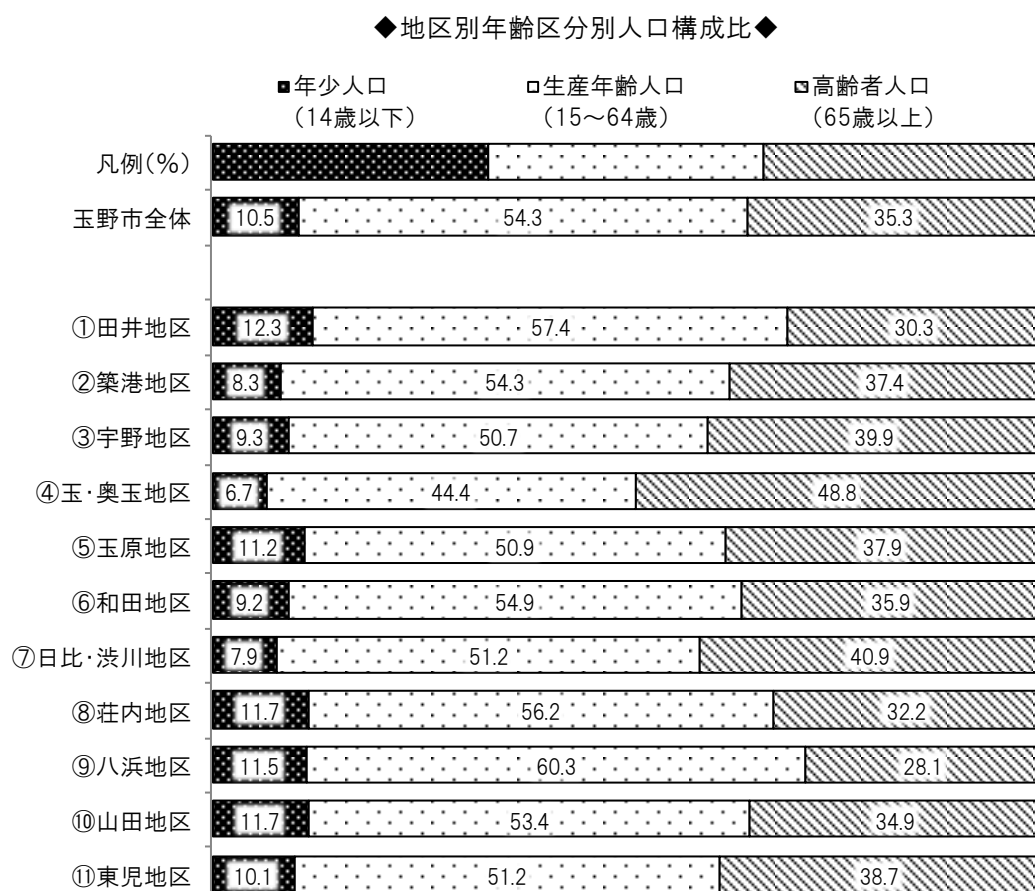
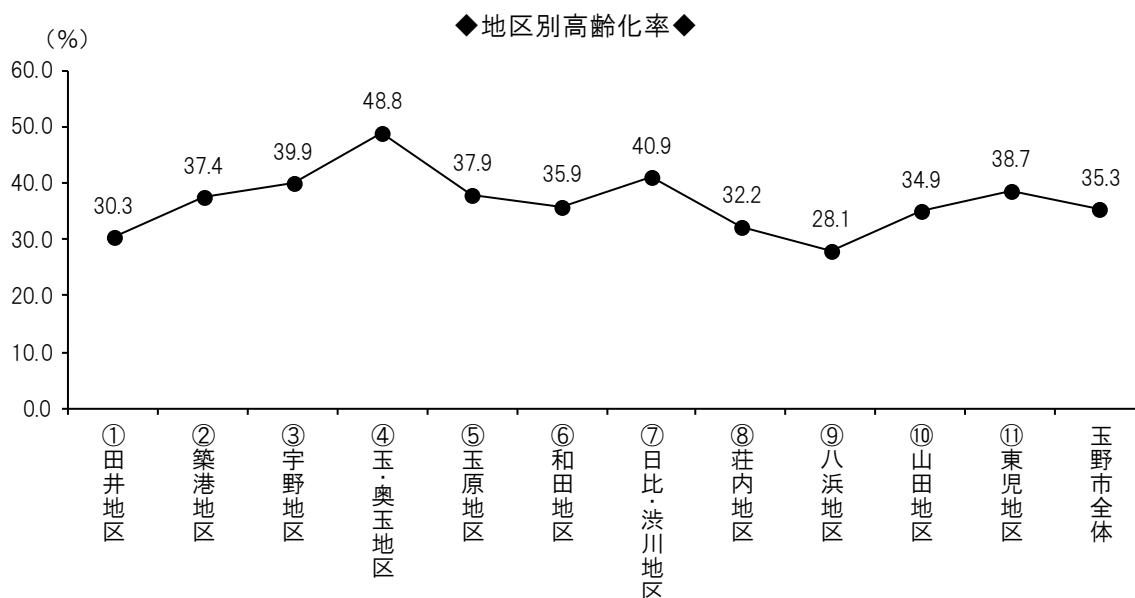
本市は、コミュニティ区分として、最も人口の多い「荘内地区」から、最も人口が少ない「山田地区」まで、大きく11の地区に区分されます。平成23年から平成28年にかけて、全ての地区で人口が減少しており、特に「玉原地区」「日比・渋川地区」で人口の減少が目立っています。



注:増減率は、平成23年(日本人のみ)と平成28年(外国人含む)の比較(住民基本台帳法改正による)。
資料:住民基本台帳(平成28年3月末現在)

2 高齢化の状況

地区別に高齢化率をみると、市内で最も高齢化が進行しているのは「玉・奥玉地区」で48.8%、次いで「日比・渋川地区」が40.9%などとなっており、本市の平均（35.3%）を大きく上回っています。一方、「田井地区」や「八浜地区」は、比較的高齢化率が低い地区となっています。



資料：住民基本台帳(平成28年3月末現在)

【４】前期計画（市）及び前期活動計画（社協）における取組

前期計画（市）及び前期活動計画（社協）の施策体系に基づく、これまでの取組を概括すると、次のとおり整理されます。

１ 前期計画（市）における取組

基本目標	１ 支え合い、助け合う意識づくり
推進する施策	１－１ 地域福祉の普及啓発 １－２ 若い世代の参加促進
主な取組	・ 各種講座の開催（出前講座や文化センターでの講座等） ・ 講演会の開催（人権・健康づくり・障害福祉等）

基本目標	２ 支え合い、助け合う仕組みづくり
推進する施策	２－１ 支援を必要とする人の把握と支援体制の整備 ２－２ ボランティアの育成・活動支援 ２－３ 地域福祉を推進する団体への支援
主な取組	・ 地域づくりの活動に対する各種補助事業の実施 ・ 小地域ケア会議（市内３か所）の活動支援 ・ 地区社協（地域福祉推進基礎組織）の活動支援（市内２か所） ・ 民生委員・児童委員協議会等への情報提供、研修 ・ 他の機関や団体との連携支援

基本目標	３ 福祉サービスの利用を支援する仕組みづくり
推進する施策	３－１ 利用者意識の向上 ３－２ 情報提供・相談体制の充実 ３－３ 苦情解決、権利擁護のための体制整備 ３－４ 福祉サービス提供基盤の充実
主な取組	・ 支援センターの相談機能強化 玉野市地域包括支援センター 玉野市地域子育て支援センター 玉野市児童発達支援センター 玉野市障害者就労支援センター ・ 福祉等サービス事業者との意見交換会の開催（玉野市障害者総合支援協議会等）

基本目標	4 誰もが暮らしやすいまちづくり
推進する施策	4-1 移動・情報伝達手段のバリアフリー化 4-2 災害時要援護者支援体制の整備
主な取組	・公共交通（シーバス、シータク、石島定期便等）の整備 ・社協と連携による、防災知識の普及啓発や研修 ・災害時要支援者の把握

2 前期活動計画（社協）における取組

基本目標	1 地域での支え合いの強化
推進方向	1-1 問題の発見や話し合える体制をつくる 1-2 住民相互の支え合い活動の活発化を図る 1-3 交流の機会や気軽に参加・活動できる場をつくる 1-4 緊急・災害時の支援体制をつくる 1-5 住民・各種団体・関係機関等の連携を強化する
主な取組	・小地域ケア会議の設置や、ふれあいサロンの充実など、課題を発見できる体制や交流の場づくり ・より小さい単位での見守り体制である「互近助ネットワーク」の立ち上げ ・地区社協の立ち上げ支援 ・災害ボランティアセンター活動

基本目標	2 地域福祉を推進する人材の育成
推進方向	2-1 学び合いの機会をつくる 2-2 ボランティアが活動しやすい環境をつくる 2-3 ボランティアによる新たな活動を展開する
主な取組	・地域包括支援センターが実施する「お役立ち講座」の実施 ・小学校を対象として実施する「車いす・アイマスクの体験教室」などの福祉教育の実施 ・災害ボランティア養成講座、夏のボランティア体験事業による、ボランティア精神や活動方法など学ぶ機会の提供と、ボランティアの人材育成 ・ボランティアセンターの広報活動

基本目標	3 情報発信・相談体制の強化
推進方向	3－1 情報を入手しやすい体制をつくる 3－2 相談しやすい体制をつくる
主な取組	・社協だよりについて、モノクロ印刷からカラー印刷に変更、発行月を2か月に1回から毎月発行に切り替え。 ・フェイスブックの開設 ・ふれあい総合相談事業の周知 ・「たまの権利擁護ネットワーク懇談会」の立ち上げによる、幅広い分野の専門家による相談会の開催

基本目標	4 在宅生活を支援する福祉サービスの充実
推進方向	4－1 誰もが安心して生活できる環境をつくる 4－2 制度やサービスを利用しやすくする
主な取組	・認知症サポーター養成講座の開催 ・成年後見制度の利用支援の一環として、社協が法人として後見人になる「法人後見」への取組

第4章 計画の基本的な考え方

【1】本市における地域福祉の課題と取組の方向

本市の現状分析結果やアンケート調査結果、関係団体ヒアリング調査結果における意見や前期計画（市）及び前期活動計画（社協）の評価などから、本市における地域福祉の課題を次のとおり整理しました。

1 地域福祉の広報・啓発や交流機会提供の充実

本計画策定に当たり実施した「玉野市地域福祉の推進に関する市民アンケート調査（以下「アンケート調査」と表記）」の結果では、福祉に関する情報の入手先として最も多かったのは「広報たまの」で約8割の人が回答しています。次いで「社協だより」と「地域の回覧板や掲示板」がいずれも3割程度で続いています。「社協だより」についてはモノクロからカラーへの変更や、毎月発行への切り替え等工夫をしていますが、福祉に関する情報入手先としては、啓発が不十分という結果になっています。

一方、ボランティア活動に参加したことがない理由をみると、「ボランティア活動に関する情報がない」が、およそ4人に1人の割合で回答されています。特に30歳代では他の年齢層を上回っています。

ボランティア活動をもっと参加しやすくするために必要なことについては、「ボランティア活動に関する情報をもっとわかりやすく提供すること」が上位に回答されています。また、玉野市（行政）の役割として重要なことについては、「子どもを対象とした福祉教育の充実（学校等での授業）」が上位に回答されています。各種講座・講演会を実施してきたものの、学校等での若い世代への福祉教育の推進は不十分となっています。

本計画策定に当たり実施した「地域福祉に関する関連団体等意識調査（以下「ヒアリング調査」と表記）」では、行政や社会福祉協議会は、「地域住民が地域の問題を自分のこととして考える意識づくりや啓発活動」「解決に向けた話し合いの場づくりや気軽に活動に参加できる仕組みづくりを地域住民と一緒にやってほしい」という意見があげられています。さらに、「福祉教育や福祉学習の推進」「障害者福祉に関するPR」を求める声もあげられました。

地域福祉について、さらなる情報の周知が求められています。また、広報や啓発活動、交流機会の提供に当たっては、行政や社会福祉協議会の積極的な参加が必要です。

取組の方向 （基本施策）	●広報・啓発活動の推進 ●福祉教育の推進と学習機会の充実
-----------------	---------------------------------

2 地域における協力関係づくり

アンケート調査では、地域の人との付き合いの程度において、特に 29 歳以下の年齢層で「あいさつをする程度」が過半数を占め、「ほとんど付き合いがない」と合わせると、8 割以上が地域での付き合いの程度が薄い、という実態がうかがえます。一方で、70 歳以上の年齢層では「親しく付き合っている人がある」との回答が過半数を占め、年齢による差が大きくなっています。地域福祉に対する相互扶助については、ほとんどの人が「住民相互の支え合い、助け合いが必要」と回答しており、特に 70 歳以上で高い割合となっています。

一方、災害発生に備えて準備していることについて、「隣近所の人と災害時の対応について話し合っている」人は非常に少なくなっています。

地域福祉充実のために必要な取組については、「住民が困った時、お互いに助け合える関係をつくる」との回答が最も高くなっています。

ヒアリング調査の結果をみると、「災害時などに役立つ地域連絡網を作成すべき」といった意見があげられています。

地域住民の多くは、お互いに協力し合うことの必要性を感じていることから、地域住民同士のより一層の協力関係づくりが必要です。そのためには、今後も地域住民が集まれる場を提供することなどにより、地域活動への参加を促進する必要があります。

取組の方向 (基本施策)	●地域で顔が見える交流づくり
-----------------	----------------

3 地域活動のネットワークづくり

アンケート調査では、社会福祉協議会の役割について、「困っている人と助けることができる人との間の調整を図る取組」や「福祉活動に携わる人同士の連携への支援」が、それぞれ半数近くと、多く回答されています。

ヒアリング調査では、「民生委員だけでは全世帯の把握は難しく、地域の他団体や愛育委員等との連携の必要性を感じているが、他団体の位置付けや守秘義務等の問題から有機的な連携を図ることが難しい」といった声があがっています。

また、行政や社会福祉協議会に対して、「住民同士の顔が見える関係づくりや、地域活動のコーディネーターとしての役割を求める」「中心となってビジョンを示し、中立的な立場でネットワークづくりの要になってほしい」「災害時等に効率的な支援活動が行えるよう、平常時から地域住民や関係機関との連携が必要」といった意見があがっています。

連携の必要性を感じながらも、難しさを感じている現状もうかがえます。小地域単位での見守り体制づくりを強化し、住民同士の支え合いを推進するとともに、行政や社会福祉協議会が中心となった、支え合い・助け合いのネットワークづくりが求められています。

取組の方向 (基本施策)	●福祉活動のネットワークづくり
-----------------	-----------------

4 地域活動等への参加者の減少や固定化への対応

アンケート調査では、地域の行事や町内の活動などへの参加については、「参加したことがない」人は全体では2割程度ですが、自治会に加入していない世帯では過半数を占めています。

ヒアリング調査では、「メンバーの高齢化や固定化が進んでいる」「後継者不足」「若い人の協力や参加が少ない」といった意見があがっています。

現状、地域活動を担うメンバーの高齢化が進む一方で、新しい人や若い人の参加が少ないことがうかがえます。地域活動や行事等の周知、地域の横のつながりの強化などに取り組み、参加者を増やしていくことが必要です。

取組の方向 (基本施策)	●福祉を支える担い手の育成
-----------------	---------------

5 ボランティアの育成と活動への支援

アンケート調査では、ボランティア活動の関心度について、「関心がない」との回答が過半数を占め、「関心がある」を上回っています。地域活動に参加している人は、参加頻度が多い人ほど「関心がある」との回答も増える傾向にあります。

ボランティア活動への参加している割合は2割程度で、ボランティア活動に関心が高い人ほど「ボランティアによく参加している」との回答が多く、逆に、関心度が低い人では「参加したことがない」との回答が増える傾向にあります。

ボランティア活動をもっと参加しやすくするために必要だと思うことについては、「誰でも気軽に参加できるような内容の活動があること」が最も多く回答されており、ボランティアセンターの周知が不十分であることが影響していると考えられます。

さらに、社会福祉協議会の役割についての意識をみると、「福祉活動のリーダーやボランティア活動に携わる人材の育成や発掘」が最も多く求められています。

ヒアリング調査では、行政や社会福祉協議会に対して「人材育成の場の提供」や「教育の場における意識啓発」「福祉ボランティアが希望を持てる施策の推進」を求める意見があがっています。

ボランティア活動に対して、半数以上が「関心がない」一方で、地域活動への参加経験のある人はボランティアへの関心度も高くなっています。

福祉への意識を高めるボランティアに関心を持ってもらうために、まずは「誰もが気軽に参加できる活動」を推進していくことが必要です。

取組の方向 (基本施策)	●ボランティアの育成と活動支援
-----------------	-----------------

6 福祉サービスの適切な利用促進と相談支援体制の強化

アンケート調査では、必要な福祉サービスを安心して受けるために必要なこととして、「利用者がサービスを選ぶ時の相談体制の充実」が最も多く回答されています。

ヒアリング調査では、「支援が必要な高齢者や障害のある人への公的サービスの充実や住民相互の助け合いの仕組みづくりが必要」といった意見があげられています。また、「福祉や地域に対して、自分たちの問題として関心を持つことが必要」をはじめ、「全地域に社協を作るべき」「障害のある人に対してニーズを把握するためのアンケートを実施する」「権利擁護に関してワンストップで相談できる体制づくりを進める」「医療体制を充実する」など、福祉分野の多岐にわたる課題が示されています。

福祉サービスが必要となった場合、相談窓口においては、相談のあった福祉課題を一面的に検討するのではなく、個々のニーズに応じて、総合的な視野で検討し、適切なサービスにつなぐことが必要です。また、住民にわかりやすい総合相談窓口の設置が必要とされています。

そのためには、社会福祉協議会をはじめ地域の活動団体、専門機関、行政など関係機関が密接に連携し、地域ぐるみで相談支援体制を充実していく必要があります。

取組の方向 (基本施策)	●相談支援体制の充実 ●苦情解決や権利擁護の推進 ●福祉サービスの充実と利用促進 ●福祉サービス提供基盤の充実
-----------------	---

7 安全・安心な地域づくり

アンケート調査では、災害の発生に備えて準備していることについて、「安否確認を近所や町内会の役員等に頼んでいる」人は非常に少ない状況です。また、「特に備えはしていない」人が4割以上みられ、「地域の避難訓練に参加している」人や「隣近所の人と災害時の対応について話し合っている」人も少ない状況です。さらに、防災・減災に向けて、「自主防災組織の設立や避難訓練」「被災時の支援体制づくりが必要」といった意見もあげられています。

ヒアリング調査では、「高齢者や障害者、子どもへの見守り活動の促進が必要」といった意見をはじめ、行政や社会福祉協議会に対して「高齢者や障害者等の情報提供」を求める意見、「見守り活動や支え合い活動、民生委員活動などをPRする取組が必要」といった意見があげられています。さらに、「高齢者はお手伝いよりも、話し相手を求める人が多い。高齢者からの声をもう少し聞くべき」という意見もありました。

災害への取組の一つとして実施している、常設型災害ボランティアセンターの周知とともに、平常時の訓練等の活動を地域に向けて発信していくことが重要です。

防災に限らず、防犯や交通安全など、安全で安心な生活環境と地域づくりのためには、見守り活動や支え合い活動の推進が必要です。また、個人情報の扱いに配慮しながら、地域の高齢者や障害のある人などの情報を共有し、活動を促進すること、そして、地域で安心・安全な生活環境を阻害する課題や、問題を解決するための体制づくりが必要です。

取組の方向 (基本施策)	●人にやさしい生活環境の整備 ●災害時の支援体制の充実 ●防犯体制の充実
-----------------	--

【2】基本理念

前期計画（市）においては、市民の主体的な創意工夫や支え合いを支援するとともに、市民と行政が一体となった保健・医療・福祉の連携システムづくりを推進してきました。また、高齢者や障害のある人、子育て家庭などをはじめとする福祉施策を総合的に推進し、市民がより身近な地域で、きめ細かく支え合う仕組みづくりに取り組んできました。

前期活動計画（社協）においては、本市で暮らす全ての人が住み慣れた地域で、周りの人との関わりを持ちながら、いきいきと安心・安全に生活することができる「支え合いのまち」を目指して様々な取組を推進してきました。

このたび、両計画の融合に当たっては、総合的な福祉施策とともに「支え合いのまち」の実現に向けて、地域福祉のさらなる充実と推進を目指し、前期活動計画の基本理念を踏襲します。

● 本計画の基本理念 ●

みんなで参加 みんなでつくる 支え合いのまち 玉野

【3】基本目標

基本理念の実現に向けて、前期計画（市）及び前期活動計画（社協）策定以降の社会環境の変化や、本市を取り巻く環境の変化などを踏まえ、次の基本目標を改めて定めます。

基本目標１　ともに支え合う意識づくり

地域福祉の推進を図るためには、地域の住民一人ひとりが福祉に関心を持ち、地域の現状を理解し、地域が抱える生活課題に気付くことが重要です。

地域における高齢者や障害のある人、ひとり親家庭などが抱える生活課題への認識や理解を促進するとともに、地域福祉の必要性についての啓発を推進し、地域住民同士で協力し合う意識の醸成を図ります。また、様々な機会を通じて福祉教育を推進し、多様な学習機会の充実に努めます。

基本目標２　福祉のネットワークと担い手づくり

地域福祉の推進に当たっては、地域で暮らす誰もが隣近所や周りの人のことをはじめ、地域のことに関心を持ち、助け合い・支え合う関係が形成されることが重要です。そのためには、身近な地域で市民や関係団体が協働し、地域の課題を解決するためのネットワークを形成していくことが必要です。

市民や地域の事業所・団体、ボランティアなどへの呼びかけを通じて、福祉のネットワークを形成するとともに、ボランティアの育成と活動を支援し、地域の実情に即した効果的な支援策の展開を図ります。

基本目標３　福祉サービスを利用しやすい環境づくり

高齢者や障害のある人、様々な生活課題を抱えている人など、支援を必要とする人の増加により、福祉サービスの利用ニーズも増加傾向にあります。そのような中、制度や仕組みの変化に伴い、必要なサービスを、地域の中で適切に選択して利用できる環境が求められています。

複合的な生活課題にも対応することができる、相談支援体制の充実をはじめ、福祉サービスの適切な提供と利用促進、権利擁護への取組など、生活を支援する様々なサービスを利用しやすい環境づくりを目指します。

基本目標 4 誰もが暮らしやすい福祉のまちづくり

高齢者や障害のある人をはじめ、誰もが地域で安全に安心して生活するためには、公共施設や道路環境などのバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化をはじめ、防災・防犯対策の充実などが必要です。

安全・安心なまちづくりを推進し、誰もが暮らしやすいまちづくりを目指します。

【4】施策の体系

基本理念

みんなに参加 みんなでつくる 支え合いのまち 玉野

基本目標

基本施策

【基本目標1】ともに支え合う意識づくり

- 1 広報・啓発活動の推進
- 2 福祉教育の推進と学習機会の充実

【基本目標2】福祉のネットワークと担い手づくり

- 1 地域で顔が見える交流づくり
- 2 福祉活動のネットワークづくり
- 3 福祉を支える担い手の育成
- 4 ボランティアの育成と活動支援

【基本目標3】福祉サービスを利用しやすい環境づくり

- 1 相談支援体制の充実
- 2 苦情解決や権利擁護の推進
- 3 福祉サービスの充実と利用促進
- 4 福祉サービス提供基盤の充実

【基本目標4】誰もが暮らしやすい福祉のまちづくり

- 1 人にやさしい生活環境の整備
- 2 災害時の支援体制の充実
- 3 防犯体制の充実

第5章 施策の展開

【基本目標1】ともに支え合う意識づくり

地域に住む一人ひとりが当事者意識を持ち、お互いに協力しながら地域の問題や課題の解決を図っていくことが求められています。

そのため、地域の生活課題の解決に向けて、住民同士が協力し合う地域福祉の意識啓発を推進し、地域活動への参加や地域内での交流を促進します。

1 広報・啓発活動の推進

■自助・互助／主に住民・地域による取組■

自助	●地域で助け合い、支え合う地域福祉の意識を持ちましょう。 ●身近な福祉について関心を持ちましょう。 ●地域の中で自分にできることはないか、考えてみましょう。 ●市や社会福祉協議会、各種団体などが発信する情報をキャッチしましょう。 ●地域の学習会やボランティア活動に関心を持ち、参加してみましょう。
互助	●社会参加や生きがいにつながる学習機会や、イベントなどの機会を創出します。 ●支援の必要な方への配慮など、福祉意識を取り入れた地域活動や行事・イベントの開催に努めます。

■公助・共助／行政による取組■

主な取組内容
●広報紙や市ホームページを活用し、支え合い・助け合いの意識を高める情報を発信します。
●学校との連携により、小中高生からのボランティア精神の育成に努め、ボランティア活動への積極的な参加を促進します。
●各種講座や講演会の開催など、人権や福祉意識を醸成する事業を実施します。

■社会福祉協議会による取組■

主な取組内容
●社協だよりやホームページを活用した啓発情報を発信するとともに、内容の充実に努めます。
●自治会の集まりや、ふれあい・いきいきサロン※等、幅広い年齢層を対象とした勉強会の開催、学習の機会づくりを行います。

※【ふれあい・いきいきサロン】地域の住民が歩いていける身近な場所で、気軽に参加でき、お茶を飲みながら、おしゃべりできる地域の「仲間づくり」「出会いの場づくり」を図る活動。

■数値目標■

内容	現状値	平成 33 年度
福祉体験教室の開催数（年間）	10 回	20 回

注：数値目標について、（年間）と記載のないものに関しては累計数とします。（以下同様）



福祉体験教室 車いす体験



ふれあい・いきいきサロン

2 福祉教育の推進と学習機会の充実

■自助・互助／主に住民・地域による取組■

自助	●福祉について、自ら積極的に学ぶ気持ちを持ちましょう。 ●市や社会福祉協議会等が開催する福祉講座や、人権啓発講座などへ積極的に参加しましょう。 ●家庭や仲間と福祉について話し合う機会を持ちましょう。 ●家庭教育の重要性を理解し、実践しましょう。
互助	●ボランティア体験学習や福祉講座を開催します。

■公助・共助／行政による取組■

主な取組内容
●広報紙や市ホームページを活用した学習機会の情報提供に努めます。
●いのちの大切さや他人を思いやる心を育む人権教育を推進します。
●総合的な学習の時間などを活用し、学校での福祉教育を推進します。
●地域で開催する各種講座の充実を図るとともに、地域との協働による様々な学習・体験活動の実施に努めます。
●健康づくりや介護予防など「まちづくり出前講座」による情報提供を充実します。
●学校や地域・各種団体が取り組む福祉学習を支援します。

■社会福祉協議会による取組■

主な取組内容
●自治会の集まりや、ふれあい・いきいきサロン等、幅広い年齢層を対象とした勉強会の開催、学習の機会づくりを行います。（再掲）
●福祉センターでの健康づくり教室や施設見学を実施し、介護予防や福祉教育の推進に努めます。
●福祉協力校と連携した福祉教育のプログラムづくりに取り組みます。
●日常の活動や他団体との連携を通じて、福祉学習の機会を提供します。
●地域の福祉活動と連携した実践的な学習プログラムづくりに取り組みます。
●住民同士の支え合いに関するフォーラムを開催します。

■数値目標■

内容	現状値	平成 33 年度
福祉体験教室の開催数（年間）（再掲）	10 回	20 回



健康づくり教室



福祉協力校の活動



まちづくりフォーラム

【基本目標2】福祉のネットワークと担い手づくり

地域福祉活動に、幅広い住民の参加と協力を促すためには、関係する組織や団体等の交流や連携を強化し、地域で福祉のネットワークの構築を図ることが重要です。地域福祉の第一歩である「人と人とのつながり」を持てる地域社会の構築に向けて、様々な課題やニーズを効果的に把握できるようなネットワークづくりを推進します。

また、地域活動を継続していくためには、活動を支える人材の確保や育成が必要です。地域活動に関する情報を、様々な媒体を活用して広く市民に周知し、地域福祉を担うボランティアなどの人材の発掘・育成・活動参加の促進を図ります。

1 地域で顔が見える交流づくり

■自助・互助／主に住民・地域による取組■

自助	●市や社協、地域の各種団体の活動や行事・イベントに積極的に参加しましょう。（再掲） ●自治会、地域福祉推進基礎組織（地区社協）※、老人クラブ、地域子ども楽級等へ積極的に参加しましょう。 ●普段からの隣近所のあいさつをはじめ、声かけ・見守り運動へ積極的に参加しましょう。 ●隣近所で暮らす一人暮らし高齢者等の話し相手になるなど、地域住民同士の交流を深めましょう。
互助	●地域住民や企業に、地域活動、行事・イベントの企画、参加を呼びかけるとともに、開催日時の工夫などにより、多くの人に参加しやすい環境をつくれます。 ●コミュニティ新聞やホームページなど、多様な活動情報の発信に努めます。 ●福祉施設で積極的なボランティアの受け入れを行います。

※【地区社協】正式には、地区社会福祉協議会という。地域の住民同士が、地域の生活・福祉課題や困りごとを自分たち自身の問題として受け止め、関係機関や専門機関等と連携・協働しながら解決にむけて協議し、誰もが安心して共に暮らせる福祉のまちづくりを目指す、住民主体の活動組織団体。

■公助・共助／行政による取組■

主な取組内容
●保育や教育の場において、地域福祉に関する活動の推進に努めます。
●子どもの居場所づくりを進め、地域との交流機会を充実します。

主な取組内容
●子どもの意見や力がまちづくりに反映される機会をつくれます。
●ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の理念の普及啓発をはじめ、企業のボランティア休暇制度等の普及・促進に努めます。
●自治会活動の活発化、地域づくり活動に対する支援を促進します。
●広報紙や市ホームページを活用して地域活動情報を発信し、参加を呼びかけます。
●健康づくりや地域活動への参加のきっかけとなるような行事の開催に努めます。
●小地域ケア会議※や百歳体操等、住民がつどえる場の促進に努めます。

※【小地域ケア会議】市レベルで開催される、保健・医療・福祉等の各種サービス、住民・ボランティアによる福祉活動など多様な政策を検討する実践会議を「地域ケア会議」と言うが、「小地域ケア会議」は、おおむね市民センターを単位に、民生委員・児童委員、愛育委員、地域福祉役員等と行政の各担当者や地区内の各種サービス従業者・専門職とが同席して行う、福祉のまちづくりに向けた実践会議。

■社会福祉協議会による取組■

主な取組内容
●ふれあい・いきいきサロンの有効性をPRするとともに、継続的な活動を目指し、活動の活発化や普及促進に努めます。
●地域福祉推進基礎組織（地区社協や地域づくりを考える会など）を整備し、運営支援を行います。
●子育て支援事業における近隣住民や団体との交流の充実を図ります。
●放課後の児童健全育成についてサービスの充実に努めます。（市から受託）
●子育て世代のニーズを把握し、児童館管理経営事業を進めます。（市から受託）
●子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）がより地域に密着するようPR活動に努めるとともに、関係機関との連携を強化します。（市から受託）

■数値目標■

内容	現状値	平成33年度
ふれあい・いきいきサロン設置数	65 箇所	80 箇所
地域福祉推進基礎組織の立ち上げ数	5 箇所	10 箇所
百歳体操の実施	107 箇所	150 箇所

2 福祉活動のネットワークづくり

■自助・互助／主に住民・地域による取組■

自助	●地域の一員である意識を持ちましょう。 ●隣近所と知り合いになり、お互いに助け合い・支え合う意識を育てましょう。 ●自治会、地域福祉推進基礎組織（地区社協）、老人クラブ、地域子ども楽級等へ積極的に参加しましょう。（再掲） ●地域活動の役員を引き受けることや、行事の準備を手伝うなど、積極的に関わりを持ちましょう。 ●子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）など、住民参加型サービスの提供会員に参加しましょう。 ●民生委員・児童委員等の活動に積極的に参加・協力しましょう。 ●市民活動グループへの参加、仲間とグループの立ち上げを行いましょう。
互助	●身近な地域で福祉課題を話し合う機会をつくり、住みよい地域づくりを目指します。 ●子どもや高齢者、障害のある人の視点に立った地域防災活動を推進します。

■公助・共助／行政による取組■

主な取組内容
●広報紙や市ホームページを活用し、地域福祉に関する情報を発信していきます。
●小地域ケア会議を組織化し、関係各課から参画します。
●社協と協力して、地域福祉推進基礎組織（地区社協）の立ち上げを促進します。
●身近な地域で、福祉課題を話し合う機会（小地域ケア会議）をつくれます。

■社会福祉協議会による取組■

主な取組内容
●小地域ケア会議の組織化、開催支援を行います。
●地域座談会等を通じて、地域が抱えている問題を把握し、必要な取組の検討につなげます。

主な取組内容
●支え合いマップ※ ¹ づくりを通して、要支援者の支援方法や問題の解決策を検討する機会をつくれます。
●地域福祉推進基礎組織（地区社協や地域づくりを考える会など）を整備し、運営支援を行います。（再掲）
●互近助ネットワーク※ ² の構築を行います。
●地区ごとにコミュニティソーシャルワーカー※ ³ を配置し、各地区の活動を幅広く支援します。
●コーディネート役の住民を、発掘・養成し、各地域で住民同士の助け合い活動の仕組みを作ります。
●地域における公益的な取り組みを、協議あるいは連携して実施するための社会福祉法人等のネットワークづくりを行います。

※1【支え合いマップ】おおむね50世帯（町内会程度）を一圏域として、住宅地図上に、要介護者とそれを取り巻く社会的なつながり（近所づきあい等）を可視化したもの。地域の中での支え合いの体制を構築していくことを目的としている。

※2【互近助ネットワーク】地域の関係者が定期的に集まり、より身近な単位で情報共有や地域の課題等を協議する場所。“お互いに近くで助け合うつながりづくり”の三文字をとって「互近助ネットワーク」と名付けられた。

※3【コミュニティソーシャルワーカー】社会・地域福祉の取組を進めるための専門職の一つ。生活が困難な家庭や家族など、支援を必要としている人や地域に対しての援助を通して、地域と人とを結び付けることや、生活支援や公的支援制度の活用を調整するための取組を実践する。

■数値目標■

内容	現状値	平成33年度
互近助ネットワーク実施数	7箇所	17箇所
助け合い活動の仕組みができた数	0箇所	10箇所
地域福祉推進基礎組織の立ち上げ数（再掲）	5箇所	10箇所

3 福祉を支える担い手の育成

■自助・互助／主に住民・地域による取組■

自助	●社会福祉協議会や、各種団体が行う福祉活動への理解を深めましょう。 ●市や社会福祉協議会などが開催する、福祉講座などへ積極的に参加しましょう。
互助	●ボランティア体験学習や福祉講座を開催します。 ●福祉等サービス事業者は、施設や設備などを地域や各種団体が行うイベントで開放します。

■公助・共助／行政による取組■

主な取組内容
●社会福祉協議会による地域福祉活動を支援します。
●地域福祉推進基礎組織（地区社協）の活動を支援します。
●社会福祉協議会による地域福祉の推進に向けた事業や活動について、意見交換や必要な支援を行うなど、連携した取組を推進します。
●民生委員・児童委員への情報提供や研修、他の機関や団体との連携を支援します。
●各種団体間の交流機会、意見交換の場を設けます。
●地域ケア会議へ関係課から参画し、地域問題の協議・生活支援の充実を図ります。
●国の動向を見ながら、市民後見人が活躍できる環境を整備します。

■社会福祉協議会による取組■

主な取組内容
●地域福祉推進基礎組織（地区社協や地域づくりを考える会など）を整備し、運営支援を行います。（再掲）
●市と連携しながら、市民後見人が活躍できる機会をつくります。
●住民の生活を支えるボランティアの養成をします。

■数値目標■

内容	現状値	平成 33 年度
地域福祉推進基礎組織の立ち上げ数（再掲）	5箇所	10箇所
生活支援ボランティア養成数	45人	100人

4 ボランティアの育成と活動支援

■自助・互助／主に住民・地域による取組■

自助	●ボランティア活動への理解を深めましょう。 ●ボランティア活動の機会があれば、気軽に参加してみましょう。 ●ボランティアに関する研修や活動へ積極的に参加し、地域活動に生かしましょう。 ●民生委員・児童委員などの役割について理解し、その活動に積極的に参加・協力しましょう。
互助	●ボランティアの募集や呼びかけなどの情報提供を行います。 ●地域のボランティア活動に積極的に参加し、地域福祉の充実を図ります。 ●住民がボランティアについて学ぶ機会をつくれます。 ●福祉施設で積極的なボランティアの受け入れを行います。

■公助・共助／行政による取組■

主な取組内容
●広報紙や市ホームページを活用して、ボランティア活動への参加を呼びかけます。
●市主催のイベントなどで、ボランティアが活動する機会を積極的につくれます。
●学校との連携により、小中高生からのボランティア精神の育成に努め、ボランティア活動への積極的な参加を促進します。（再掲）
●ボランティア活動やNPO法人に関する相談や、情報提供体制の充実に努めます。

■社会福祉協議会による取組■

主な取組内容
●ボランティアセンター※を広く住民に周知し、センターの活用を促進します。
●ボランティア活動に関する相談体制や、情報提供の強化を図ります。
●ボランティアの人材育成や活動に対する助成など、活動を活発化する仕組みづくりを行います。
●小地域ケア会議などで住民のニーズを把握します。

※【ボランティアセンター】ボランティア活動を「している人（団体）」や「したい人」とボランティア活動を「必要としている人」をつなげるコーディネーターの役割をしている場所。

■数値目標■

内容	現状値	平成 33 年度
ボランティアセンターの個人ボランティア登録数	17 人	27 人
ボランティア依頼件数（年間）	12 件	20 件

※個人ボランティア登録数を数値目標に設定していますが、団体に所属し活動している人は、多くいらっしゃいます。



小地域ケア会議



小地域ケア会議主催 勉強会



夏のボランティア体験

【基本目標３】福祉サービスを利用しやすい環境づくり

地域の人の身近な困りごとの把握に努め、様々な相談につなげる体制づくり及び情報提供を進めます。また、利用者の視点に立った、多様なサービスの充実を目指すとともに、安心して福祉サービスを利用できるよう、サービス提供体制のより一層の充実を図ります。

１ 相談支援体制の充実

■自助・互助／主に住民・地域による取組■

自助	●市や社会福祉協議会、地域包括支援センター、地域子育て支援センター、障害者就労支援センターが発信する情報をキャッチし、活用しましょう。 ●自分の欲しい情報を各々の関係機関に伝えましょう。 ●問題を家族や個人だけで抱え込まず、積極的に市や関係機関に相談しましょう。 ●身近な相談窓口として、地域を担当する民生委員・児童委員を把握しましょう。
互助	●地域住民の困りごとに対し、住民と行政・社協とのパイプ役を担います。 ●多様な組織や団体が連携した高齢者見守りネットワークなどに参加し、身近な地域で情報提供や相談が可能な環境づくりに努めます。 ●各種団体は、会員活動を通じて、会員への情報提供や関係機関との連絡調整を行います。

■公助・共助／行政による取組■

主な取組内容
●対象者を意識した広報紙や市ホームページの紙面づくりに努め、相談に関する情報提供を充実します。
●相談窓口の周知のため、関係課が連携して効果的な一覧表やパンフレット等の作成に努めます。
●インターネットを活用した相談の実施など、相談窓口まで来ることが困難な人への支援策を検討します。
●地域包括支援センター、地域子育て支援センター、障害者就労支援センター等の相談機能を強化します。
●市職員を対象とした電話・接遇対応マナー研修を継続的に実施します。

主な取組内容
●健康づくり、介護予防、財産管理、協働によるまちづくりなど、「まちづくり出前講座」による情報提供を充実します。
●健康診査など、健康づくり活動を通じた情報提供の充実に努めるとともに、専門機関との連携による相談の充実を図ります。
●民生委員・児童委員や各種相談員による情報提供や相談を充実します。
●育児講座、電話相談、育児相談、子育てサークルの育成など、地域子育て支援センターによる情報提供や相談を充実します。
●地域ケア会議へ関係課から参画し、地域問題の協議・生活支援の充実を図ります。（再掲）
●生活困窮者自立支援制度を周知し、就職や住居の支援など個々に応じた支援を行うとともに、既存サービスの活用に努めます。
●多様で複合的な困難を抱えている生活困窮者のニーズを的確に把握するとともに、自立への支援に向け、相談窓口につなげるネットワークを構築します。

■社会福祉協議会による取組■

主な取組内容
●住民に必要な情報を正確に分かりやすく伝えられるよう、職員間の情報共有を図ります。
●たまの権利擁護ネットワーク懇談会と連携して、幅広い分野の専門家による、「なんでも相談会」を開催します。
●総合相談窓口（ワンストップ窓口）を設置します。
●フードバンク※の取組について協議・検討します。
●障害者就労相談支援事業の機能強化を図ります。（市からの受託）
●子育て世代のニーズを把握し、児童館管理経営事業を進めます（市から受託）。（再掲）

※【フードバンク】企業や個人から寄贈された食品を生活に困った人や福祉施設などに無償で提供する取り組み。賞味期限が切れていないのに包装の破損や規格外などで捨てられる食品を減らし、困窮者に食糧支援する意義がある。日本では2002年に本格的に活動を始めた「セカンドハーベスト・ジャパン」が先駆けとなった。

■数値目標■

内容	現状値	平成33年度
障害者就労相談支援事業を通じて一般就労につながった人数	21人	40人

2 苦情解決や権利擁護の推進

■自助・互助／主に住民・地域による取組■

自助	●人権について、自ら積極的に学ぶ気持ちを持ちましょう。 ●講演会や研修などに積極的に参加しましょう。 ●福祉サービスについて苦情がある場合は事業者伝え、解決できない場合は、身近な相談窓口へ相談しましょう。 ●虐待やその可能性のある事例を見聞きした時は、小さなことでも市や関係機関に通報・相談しましょう。
互助	●住民による見守り活動を推進します。 ●人権について学ぶ機会を地域でつくります。

■公助・共助／行政による取組■

主な取組内容
●福祉サービス利用者の苦情を受け付け、利用者の不利益の回復とサービスの改善に向けて、相談窓口の充実を図ります。
●広報紙や市ホームページを活用した、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の周知を行うとともに、実施体制の充実を図ります。
●地域包括支援センターにおいて、総合相談支援事業・権利擁護事業を実施します。
●個人情報保護条例に基づく個人情報の的確な管理を推進し、各種団体や関係機関に対して個人情報保護の徹底を促進します。
●国の動向を見ながら市民後見人が活躍できる環境を整備します。（再掲）
●市民の権利擁護のため、相談体制の充実を図ります。

■社会福祉協議会による取組■

主な取組内容
●日常生活自立支援事業を周知するとともに、専門員の配置や資質向上による実施体制の充実を図ります。
●法人後見事業の充実を図ります。
●権利擁護センターを設置します。
●市と連携しながら、市民後見人が活躍できる機会をつくります。（再掲）

■数値目標■

内容	現状値	平成 33 年度
日常生活自立支援事業PR回数	0回	10回
日常生活自立支援事業契約件数	8件	15件
法人後見受任件数	0件	25件



なんでも相談会



権利擁護体制準備委員会

3 福祉サービスの充実と利用促進

■自助・互助／主に住民・地域による取組■

自助	●利用者の権利を守る法制度についての知識を学びましょう。 ●市など福祉関係団体が発信する情報をキャッチし、有効に活用しましょう。 ●市が実施するアンケート調査に協力し、サービスに関する意向を示しましょう。 ●福祉等サービス事業者が行うサービス評価への協力や、サービスの質の向上に向けた積極的な提案を行いましょう。 ●普段から自身の健康づくりに努めましょう。
互助	●地域の人への関わりや見守りを行い、サービス利用に結び付いていない人を市や関係機関につなげます。

■公助・共助／行政による取組■

主な取組内容	
●	広報紙や市ホームページを活用して、保健や福祉に関する制度や、市の施策についての情報発信、福祉等サービス提供事業者の情報提供を行います。
●	介護保険制度や障害者総合支援法の理念や仕組みについて、多様な媒体の活用や各種団体との連携による周知を図ります。
●	福祉等サービス提供事業者に対して、自己評価の実施や第三者評価の審査の受審を勧奨します。
●	地域包括ケアシステムを構築します。
●	定期的にサービス利用者を対象とした満足度調査を実施し、福祉等サービス提供事業者への指導や施策に反映します。
●	虐待対応について、関係機関との見守りネットワークの構築及び連携強化を図ります。
●	認知症キャラバンメイトやサポーター養成事業を開催し、認知症についての啓発を進めます。

■社会福祉協議会による取組■

主な取組内容
●「ふれあい・いきいきサロン」の活動を支援します。
●高齢者の社会参加促進に向け、生きがいデイサービスの充実を図ります。（市から受託）
●福祉センターの利用を通して福祉活動の場を提供します。
●介護者の会のPRや、活動の充実などの支援を行います。
●独居高齢者の会の活動について、会員の意欲を高める支援を検討します。
●日常生活自立支援事業の普及啓発を進めるとともに、支援者の質の向上を図ります。
●制度やサービスの充実・改善に向け、市や関係機関などへの提言活動を行います。

■数値目標■

内容	現状値	平成33年度
福祉体験教室の開催数（年間）（再掲）	10回	20回
日常生活自立支援事業PR回数（再掲）	0回	10回
日常生活自立支援事業契約件数（再掲）	8件	15件

4 福祉サービス提供基盤の充実

■自助・互助／主に住民・地域による取組■

自助	●市や社会福祉協議会、地域包括支援センター、地域子育て支援センター、障害者相談支援センターなどが発信する情報をキャッチし、活用しましょう。（再掲） ●子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）など、住民参加型サービスの提供会員に参加しましょう。（再掲）
互助	●地域で福祉活動を展開する住民活動団体などの育成や発掘、支援を行います。 ●市民の生活課題などに対して、支援できることは関係機関と連携して支援を行い、解決できない課題などについては、関係機関に相談して支援につなげます。

■公助・共助／行政による取組■

主な取組内容
●福祉等サービス提供事業者との意見交換会の開催や、アンケート調査等によるサービス利用のニーズを定期的に把握し、計画的な基盤整備に努めます。
●子ども・子育て支援事業計画や障害者基本計画・障害福祉計画、老人保健福祉計画・介護保険事業計画など、福祉分野計画の進捗状況を点検・評価し、事業の推進に努めます。
●子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の推進に当たって、市民への幅広い周知による依頼会員と提供会員の増強を図ります。
●障害者コミュニケーション支援事業を広く周知するとともに、通訳者の技術力の向上・育成を図ります。

■社会福祉協議会による取組■

主な取組内容
●法人運営事業として、組織体制の基盤や事務局体制、財政基盤の強化を図ります。
●募金運動の実施方法について検討し、住民による協力を促進します。
●自治会の集まりや、ふれあい・いきいきサロン等、幅広い年齢層を対象とした勉強会の開催、学習の機会づくりを行います。（再掲）
●ボランティアセンターを広く住民に周知し、センターの活用を促進します。（再掲）
●ふれあい総合相談事業の普及啓発を図ります。

主な取組内容
●「福祉車両貸出事業」「福祉用具貸出事業」「ふれあい総合相談」など在宅福祉サービスに関する事業について、住民のニーズに合わせた事業展開を行います。
●日常生活自立支援事業の普及啓発を進めるとともに、支援者の質の向上を図ります。（再掲）
●各種相談体制を充実し、支援対象者の早期問題解決に努めます。
●介護保険事業や障害者総合支援事業の充実を図ります。
●社協が実施する事業について評価し、結果を今後の施策や事業に反映させます。

■数値目標■

内容	現状値	平成 33 年度
福祉体験教室の開催数（年間）（再掲）	10 回	20 回
ボランティアセンターの個人ボランティア登録数（再掲）	17 人	27 人
ボランティア依頼件数（再掲）	12 件	20 件
ふれあい総合相談件数（年間）	140 件	160 件
赤い羽根共同募金目標達成率	91.9%	97.0%



玉野市共同募金 運営委員会



赤い羽根共同募金運動 街頭募金

【基本目標４】誰もが暮らしやすい福祉のまちづくり

地域が美しく保たれ、誰もが自由に外出や移動ができる、安全で快適な生活環境が形成されていることは、地域福祉社会を実現する上でも重要です。全ての人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、様々な生活環境の整備に取り組みます。

また、地震や台風などの自然災害に対する防災・減災対策をはじめ、日常生活における防犯対策にも引き続き取り組みます。

１ 人にやさしい生活環境の整備

■自助・互助／主に住民・地域による取組■

自助	●困っている人へ積極的に手助けをしましょう。 ●地域の清掃活動や美化活動に積極的に参加しましょう。 ●地域の危険箇所を発見したら、地域や行政に情報提供しましょう。 ●違法や迷惑となる駐車や駐輪を止めましょう。
互助	●道路の危険箇所などの場所の把握・点検を行い、改善に取り組みます。 ●商店や企業は、障害のある人への配慮に努めます。 ●放置自転車や通行妨害の解消に努めます。 ●鉄道駅舎のバリアフリー化やバス停留所の改良など、公共交通が利用しやすい環境づくりに努めます。

■公助・共助／行政による取組■

主な取組内容
●バリアフリー化やユニバーサルデザインへの配慮など、誰もが利用しやすい公共施設や道路の改善に努めます。
●カーブミラー、ガードレール、視覚障害者誘導ブロック、視覚障害者用付加装置付信号機の設置など、交通安全施設の整備について関係機関に働きかけます。
●シートク、シーバス事業の普及・啓発に努めます。
●高齢者や障害のある人を対象とした外出支援サービス、移動支援事業の充実に努めます。
●広報紙や市ホームページを活用して、交通安全の普及啓発を図ります。
●誰もが情報や機能を支障なく利用でき、より使いやすいホームページになるよう、情報アクセシビリティの向上に努めます。

主な取組内容
●公共交通機関に対し、バリアフリー車輛の導入を働きかけます。

■社会福祉協議会による取組■

主な取組内容
●障害者就労相談支援事業の機能強化を図ります。（市から受託）（再掲）
●赤い羽根の財源を活用しバリアフリー化への広報、啓発に努めます。

■数値目標■

内容	現状値	平成 33 年度
障害者就労相談支援事業を通じて一般就労に繋がった人数（再掲）	21 人	40 人

2 災害時の支援体制の充実

■自助・互助／主に住民・地域による取組■

自助	●地域の防災訓練や災害ボランティア活動に参加しましょう。 ●災害時における要配慮者の把握への理解を深め、協力しましょう。 ●日頃から防災用品・避難場所・避難経路などを確認しましょう。 ●最低3日分の食料や水を備蓄しましょう。 ●防災知識を身につけましょう。
互助	●災害時の避難の際は、隣近所で声を掛け合います。 ●自主防災組織の設立、避難訓練の充実を図るとともに、災害時における要配慮者を含めた防災マップを作成します。 ●当事者組織は、地域の自主防災活動へ参加するとともに、会員同士の連携体制を確保します。 ●災害時発生時には、企業や商店は施設や設備を地域に開放し、支援活動を行います。 ●福祉等サービス提供事業者は、施設や設備を活用した地域への支援や、災害時の緊急避難体制の確保に協力します。

■公助・共助／行政による取組■

主な取組内容	
●	広報紙や市ホームページの活用、各種会合などあらゆる機会をとらえて自主防災の重要性を広く周知し、自主防災組織の設立や活動の活性化を促進します。
●	災害時における要配慮者について把握しながら、避難行動要支援者名簿の整備・活用等により、支援を適切に行い、要配慮者に係る情報の伝達や安否確認、避難所における支援が実施できるよう避難支援計画の作成に努めます。
●	保健・福祉・医療関係者との連携のもと、災害発生時の高齢者や障害のある人の避難生活に備えて、避難場所への医療関係者や介護スタッフの派遣など、避難後のケア体制の確保に努めます。
●	インターネット、ケーブルテレビ、携帯電話の事業者等や、ボランティアとの連携など、多様な情報伝達体制の構築を図ります。
●	社会福祉協議会と連携し、災害時における要配慮者及び社会福祉施設等関係団体に対し、防災知識の普及啓発や研修等を行います。
●	教育及び「まちづくり出前講座」を通じて、子どもや地域住民の防災意識の向上に努めます。

■社会福祉協議会による取組■

主な取組内容
●支え合いマップづくりを通して、要支援者の支援方法や問題の解決策を検討する機会をつくれます。（再掲）
●常設型災害ボランティアセンターを周知するとともに、災害時にスムーズに復興活動ができるように努めます。

■数値目標■

内容	現状値	平成 33 年度
災害ボランティア登録数	31 人	50 人



災害ボランティア養成講座



災害ボランティアセンター訓練

3 防犯体制の充実

■自助・互助／主に住民・地域による取組■

自助	●日頃から防犯や交通安全に関心を持ち、様々な情報を集めましょう。 ●地域の防犯活動や交通安全活動などに積極的に参加しましょう。 ●交通マナーを守りましょう。
互助	●防犯や交通安全活動などに、住民が参加しやすい仕組みづくりを検討します。 ●ボランティアや関係機関との連携による見守り活動を進めます。 ●防犯意識を高める講演会や研究会などを実施します。 ●地域の防犯ネットワークづくりを検討します。

■公助・共助／行政による取組■

主な取組内容	
●	広報紙や市ホームページ、パンフレットなどを通じた防犯に関する広報・啓発活動を充実し、防犯意識の向上を図ります。
●	各種団体やボランティアによる地域の防犯パトロールを促進し、住民の防犯意識の喚起・向上を図ります。
●	地域の交通安全活動の促進を支援します。
●	地域住民やボランティアなどとの連携による、子どもや一人暮らし高齢者、障害のある人などの見守り活動の充実を図ります。
●	夜間の安全と犯罪防止のため、地域の防犯灯設置を支援します。設置した街灯について、日頃からの点検・維持管理に努めます。
●	子どもの遊び場の安全確保に努めます。

■社会福祉協議会による取組■

主な取組内容	
●	各種団体との協力により、特殊詐欺などの被害防止に努めます。

第6章 計画の推進

【1】計画の推進にあたって

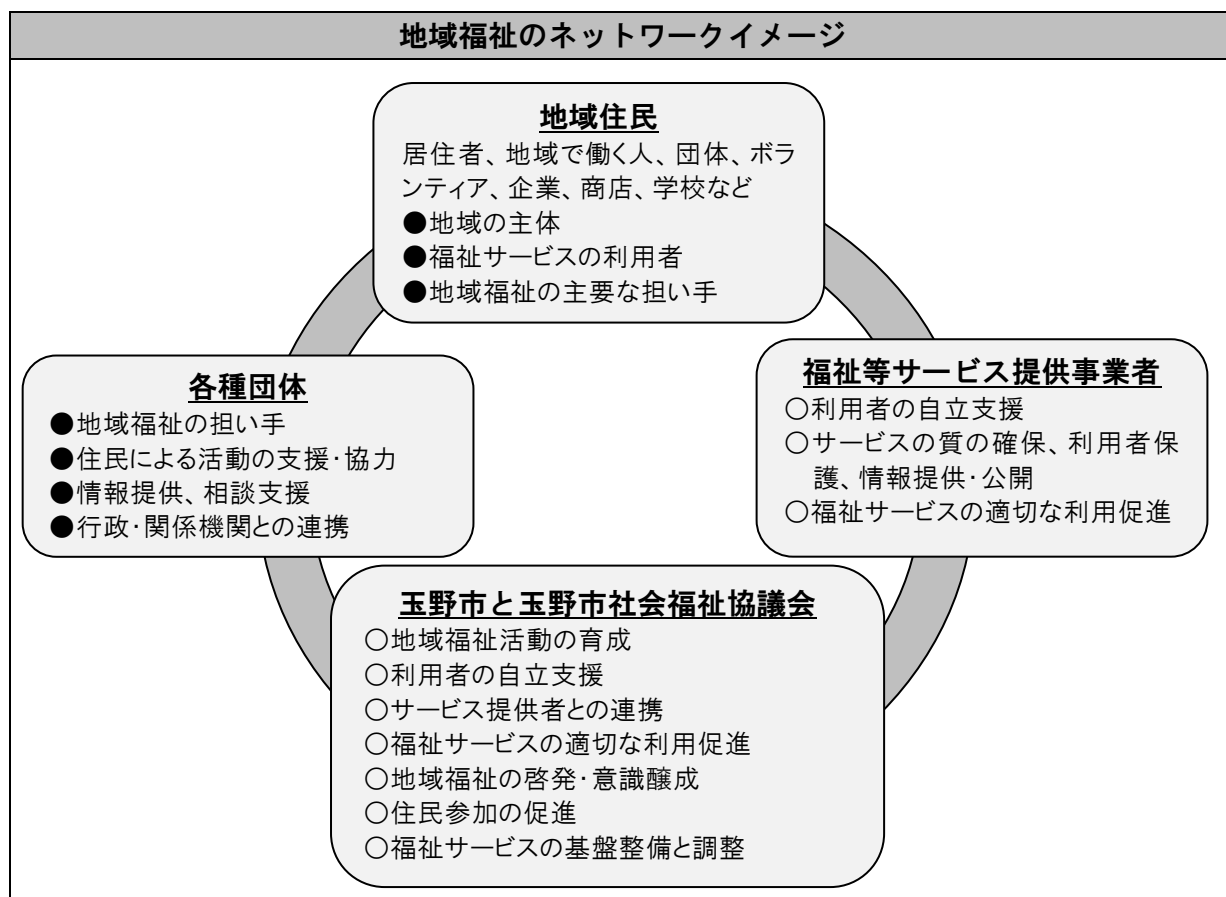
1 計画の推進体制

本計画は、福祉部門をはじめ、子育て支援、生涯学習部門など、幅広い分野で地域福祉施策を総合的かつ効果的に推進する必要があることから、市の庁内関係部署及び社協との連携を、より一層強化した体制の整備を図ります。

2 地域福祉のネットワークづくり

本計画は、地域住民、関係機関・団体、事業者、市と社協の協働により取り組んでいくものです。そのため、各分野のまちづくりを進める上で中心的な役割を担う人々をはじめ、広く住民に対して、本計画の内容を普及・広報し、福祉やボランティアに関する情報提供、好事例の紹介、先進的な取組に対する検討などを通じて、住民が互いに支え合う意識を醸成します。

また、住民、自治会、民生委員・児童委員、地区社協、福祉サービス等事業者、企業・事業者、行政などで地域福祉推進のネットワークを構築し、それぞれの得意分野や活動を生かして知恵を出し合い、地域福祉に取り組んでいくことで、全市的な地域福祉活動の展開を図ります。



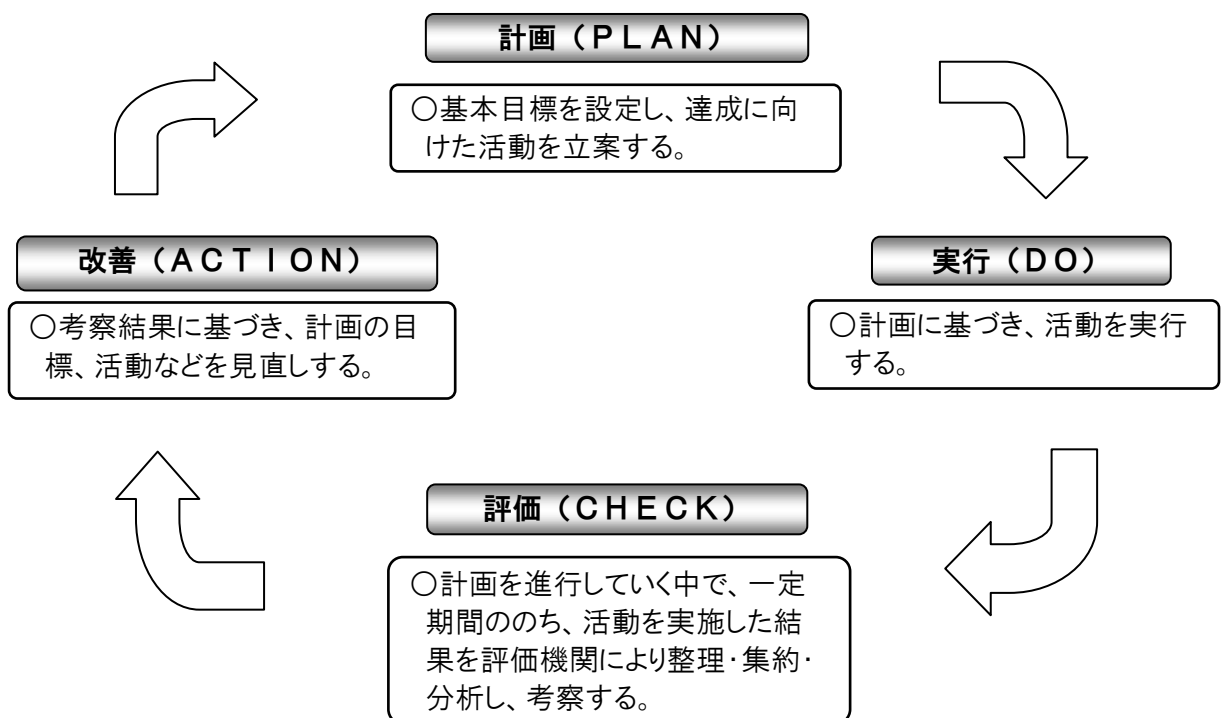
【2】計画の進行管理

本計画の推進に当たっては、一定期間ののちに計画の進捗状況や達成状況を点検・評価し、施策・事業の実施に反映していく「PDCAサイクル」による進行管理に努めます。

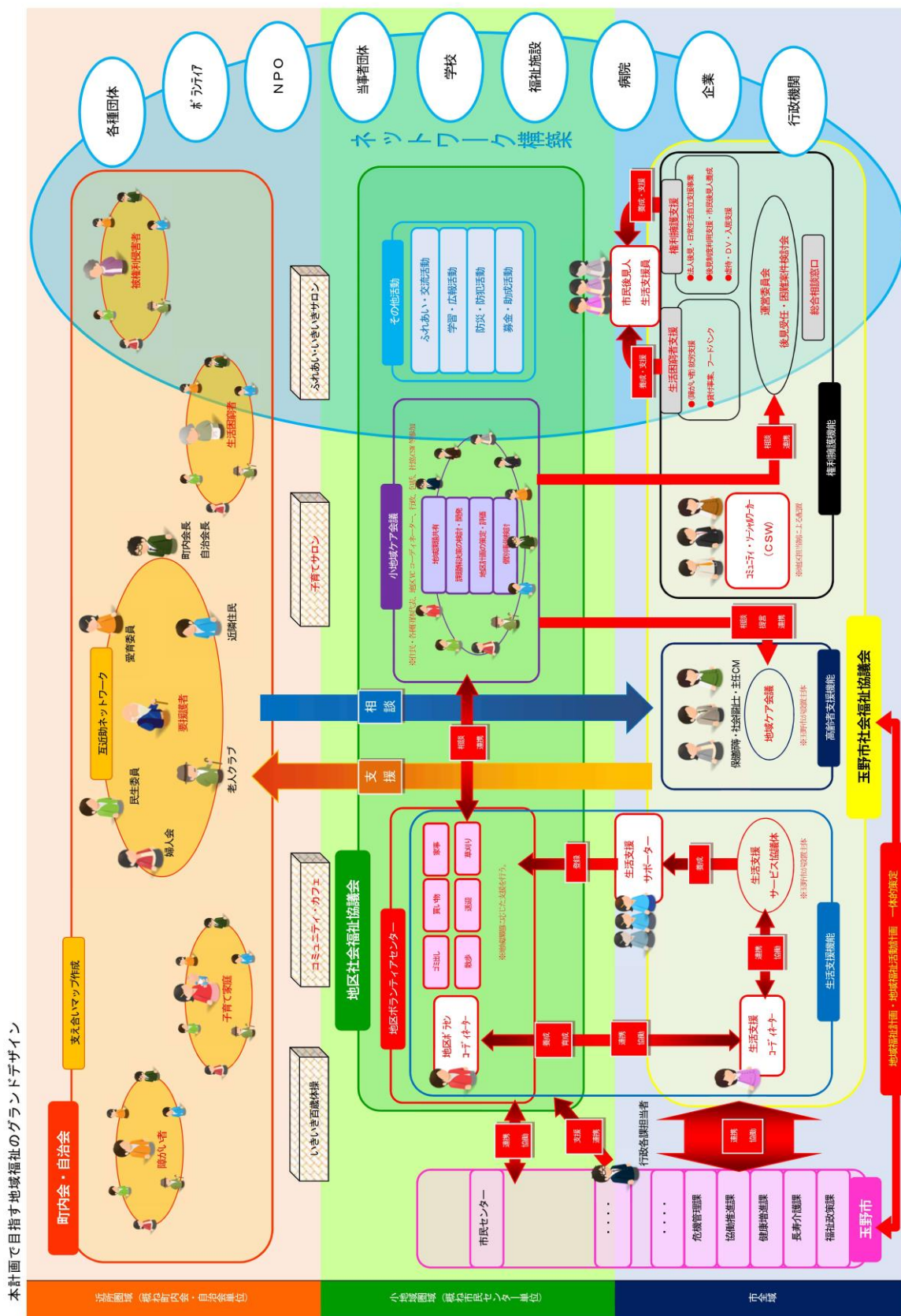
■PDCAサイクルとは

様々な分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント方法で、「計画（PLAN）」「実行（DO）」「評価（CHECK）」「改善（ACTION）」のプロセス順に実施していくものです。

■PDCAサイクルのプロセスイメージ■



【１】地域福祉のグランドデザイン



【2】玉野市 地域福祉の推進に関する市民アンケート調査結果の概要

1 調査の目的と概要

本市在住の20歳以上の市民を対象とし、地域福祉についての意識やニーズ等を調査し、計画策定の基礎資料とすることを目的として、郵送での配布・回収によりアンケート調査を実施しました。

調査名称	玉野市 地域福祉の推進に関する市民アンケート調査
調査対象	本市に居住する20歳以上の市民
調査方法	郵送配布・回収
調査期間	平成28年8月～9月
配布数	2,000人
回収状況	716人（有効回収率35.8%）

2 単純集計結果

◆表の見方について◆

- （1）集計は小数点以下第2位を四捨五入しています。また、未回答の場合もあるため、回答比率の合計は必ずしも100%にならない場合があります。
- （2）2つ以上の回答を要する（複数回答）質問の場合、その回答比率の合計は100%にならない場合があります。

玉野市 地域福祉の推進に関する市民アンケート調査／単純集計結果		回答割合 (%)	回答件数
問1. 性別			716
	男性	44.7	320
	女性	54.3	389
	無回答	1.0	7
問2. 年齢			716
	20～29歳	7.4	53
	30～39歳	13.7	98
	40～49歳	11.9	85
	50～59歳	16.6	119
	60～69歳	24.6	176
	70～79歳	17.0	122
	80歳以上	8.1	58
	無回答	0.7	5
問3. 居住地区			716
	田井地区	9.9	71
	築港地区	8.4	60
	宇野地区	10.1	72
	玉・奥玉地区	9.2	66
	玉原地区（玉原ニュータウン・レイク玉原を含む）	8.7	62
	和田地区	8.1	58
	日比・渋川地区（御崎シーサイドを含む）	9.4	67
	荘内地区	11.0	79
	八浜・大崎地区	8.9	64
	後閑・山田地区	8.0	57
	東児地区	7.5	54
	無回答	0.8	6

玉野市 地域福祉の推進に関する市民アンケート調査／単純集計結果	回答割合 (%)	回答件数
問4. 職業		716
農林漁業	1.7	12
商工サービス・自営業	6.4	46
会社員・会社役員	24.0	172
公務員・団体職員	5.4	39
パート・アルバイト・派遣	15.1	108
家事専業	16.1	115
学生	0.8	6
無職	27.0	193
その他	2.9	21
無回答	0.6	4
問5. 家族構成		716
ひとり暮らし(単身世帯)	8.4	60
夫婦二人暮らし	32.0	229
親と子(二世帯同居)	39.0	279
親と子と孫など(三世帯以上同居)	11.7	84
ひとり親世帯(母子・父子)	3.4	24
その他	4.6	33
無回答	1.0	7
問6. 同居家族		716
未就学の子ども	9.4	67
小学生の子ども	8.8	63
中学生の子ども	5.4	39
高校生以上の子ども	17.6	126
65歳以上の方	42.0	301
介護を必要とする方	7.7	55
障害のある方	11.6	83
いずれもない	24.0	172
無回答	4.7	34
問7. 自治会(町内会)への加入		716
加入している	88.3	632
加入していない	5.6	40
わからない	3.8	27
自治会・町内会がない	1.5	11
無回答	0.8	6
問8. 「地域」の範囲		716
隣近所	7.5	54
町内	36.0	258
小学校区	25.6	183
中学校区	8.5	61
市民センター単位	10.2	73
玉野市全体	9.2	66
その他	1.0	7
無回答	2.0	14

玉野市 地域福祉の推進に関する市民アンケート調査／単純集計結果	回答割合 (%)	回答件数
問9. 地域の人との付き合い		716
とても親しく付き合っている人がある	9.4	67
親しく付き合っている人がある	22.9	164
世間話をする程度の人がある	25.7	184
あいさつをする程度の人がある	34.2	245
ほとんど付き合いがない	6.7	48
無回答	1.1	8
問10. 地域の行事などへの参加		716
よく参加している	17.6	126
時々参加している	45.0	322
参加したことはあるが現在は参加していない	18.6	133
参加したことがない	17.9	128
無回答	1.0	7
問11. 参加したことがある活動の内容		581
自治会・町内会の活動	77.1	448
婦人会など女性団体の活動	6.0	35
老人クラブ活動	6.9	40
サロン・百歳体操	7.2	42
子ども会などの青少年育成活動	8.1	47
子育てサークルやクラブ活動	6.7	39
PTAに関係する活動	18.1	105
文化・スポーツに関係する活動	21.2	123
消防や防災に関係する活動	13.4	78
交通安全や防犯に関係する活動	6.2	36
公民館の活動	9.3	54
健康づくりに関係する活動	7.7	45
環境美化に関係する活動	28.6	166
その他	1.5	9
無回答	1.0	6
問12. 参加していない理由		128
仕事が忙しく時間がとれない	36.7	47
家事や育児・家族の介護・看護などで時間がとれない	8.6	11
子どもや高齢の親族等をみてくれる人や施設がない	3.1	4
一緒に行く人がいない	15.6	20
健康や体力に自信がない	11.7	15
人間関係がわずらわしい	22.7	29
行事や活動に関する情報がない	18.8	24
情報の入手方法がわからない	11.7	15
身近なところに活動の場がない	6.3	8
興味を持てる活動や参加したい行事がない	23.4	30
参加費が負担になる	4.7	6
地域の活動に関心がない	22.7	29
その他	12.5	16
無回答	3.1	4

玉野市 地域福祉の推進に関する市民アンケート調査／単純集計結果	回答割合 (%)	回答件数
問13. ボランティア活動への関心		716
とても関心がある	6.7	48
どちらかといえば関心がある	37.3	267
あまり関心はない	45.3	324
まったく関心はない	8.1	58
無回答	2.7	19
問14. ボランティア活動への参加		716
よく参加している	5.3	38
時々参加している	16.2	116
参加したことはあるが現在は参加していない	26.8	192
参加したことがない	49.6	355
無回答	2.1	15
問15. 参加したことがあるボランティア活動		346
高齢者への支援に関する活動	13.9	48
障害のある人への支援に関する活動	10.7	37
子育て支援や教育に関する活動	12.4	43
健康づくりや医療に関する活動	4.9	17
食育に関する活動	4.0	14
地域の美化・清掃活動に関する活動	54.9	190
地域の行事の手伝い	44.2	153
災害支援に関する活動	7.2	25
防犯・防災に関する活動	10.7	37
自然環境保護に関する活動	7.2	25
公害防止・リサイクルに関する活動	3.5	12
スポーツ指導に関する活動	6.4	22
国際交流・協力に関する活動	3.2	11
その他	6.6	23
無回答	2.9	10
問16. ボランティア活動に参加したことがない理由		355
仕事が忙しく時間がとれない	42.3	150
家事や育児・家族の介護・看護などで時間がとれない	11.8	42
子どもや高齢の親族等をみてくれる人や施設がない	1.1	4
一緒に行く人がいない	15.5	55
健康や体力に自信がない	24.2	86
人間関係がわずらわしい	15.2	54
ボランティア活動に関する情報がない	23.1	82
ボランティア情報の入手方法がわからない	13.5	48
興味を持てる活動や参加したい活動がない	12.4	44
参加にかかる経費が負担になる	7.3	26
ボランティア活動に関心がない	17.7	63
その他	5.4	19
無回答	2.5	9

玉野市 地域福祉の推進に関する市民アンケート調査／単純集計結果	回答割合 (%)	回答件数
問17. ボランティア活動を参加しやすくするために必要なこと		716
誰でも気軽に参加できるような内容の活動があること	52.8	378
身近に活動できる場所(拠点)があること	33.9	243
活動の拠点となる施設が利用しやすいものであること	22.6	162
ボランティア活動に関する学習の機会を増やすこと	10.9	78
ボランティア活動に関する情報をわかりやすく提供すること	41.5	297
活動上の悩みや問題に関する相談体制を整えること	8.1	58
子どもの時から福祉の体験などを通じて意識を高めること	27.5	197
その他	3.6	26
わからない	11.3	81
無回答	5.4	39
問18. 【居住地域の環境】①高齢者にとって住みやすい地域である		716
そう思う	11.9	85
どちらかといえばそう思う	24.4	175
どちらともいえない	32.4	232
どちらかといえばそう思わない	16.8	120
そう思わない	11.3	81
無回答	3.2	23
問18. ②障害のある人にとって住みやすい地域である		716
そう思う	5.2	37
どちらかといえばそう思う	11.0	79
どちらともいえない	42.6	305
どちらかといえばそう思わない	19.7	141
そう思わない	16.1	115
無回答	5.4	39
問18. ③子どもや子育て家庭にとって住みやすい地域である		716
そう思う	12.8	92
どちらかといえばそう思う	35.2	252
どちらともいえない	31.7	227
どちらかといえばそう思わない	9.5	68
そう思わない	5.0	36
無回答	5.7	41
問18. ④地域活動やボランティア活動が活発である		716
そう思う	3.9	28
どちらかといえばそう思う	13.3	95
どちらともいえない	41.5	297
どちらかといえばそう思わない	22.6	162
そう思わない	12.0	86
無回答	6.7	48
問18. ⑤近所付き合いや助け合いなど近隣関係が良好である		716
そう思う	11.0	79
どちらかといえばそう思う	32.5	233
どちらともいえない	34.6	248
どちらかといえばそう思わない	12.2	87
そう思わない	6.3	45
無回答	3.4	24

玉野市 地域福祉の推進に関する市民アンケート調査／単純集計結果	回答割合 (%)	回答件数
問18. ⑥治安が良く安心して住める地域である		716
そう思う	24.6	176
どちらかといえばそう思う	46.9	336
どちらともいえない	17.2	123
どちらかといえばそう思わない	5.2	37
そう思わない	2.7	19
無回答	3.5	25
問18. ⑦防災対策が充実して安心して住める地域である		716
そう思う	6.6	47
どちらかといえばそう思う	27.2	195
どちらともいえない	42.5	304
どちらかといえばそう思わない	12.3	88
そう思わない	7.7	55
無回答	3.8	27
問19. 地域の福祉課題に対し、住民の「支え合い」、「助け合い」の必要性		716
必要だと思う	49.7	356
どちらかといえば必要だと思う	43.6	312
どちらかといえば必要だと思わない	3.5	25
必要だと思わない	1.1	8
無回答	2.1	15
問20. 高齢者や障害者、ひとり親家庭などのためにできること		716
安否確認の見守り、声かけ	55.7	399
災害時の手助け	48.6	348
話し相手	32.8	235
急病時の対応	19.8	142
ちょっとした買い物代行やゴミ出しなど	17.2	123
簡単な掃除・洗濯などの家事	5.3	38
通院や外出などの手伝い	7.4	53
短時間の子どもの預かり	7.5	54
子育てや介護など悩みごとの相談	6.8	49
福祉についての情報の提供	8.1	58
その他	1.7	12
特にない	12.2	87
無回答	3.5	25
問21. 地域の人から手助けしてもらいたいこと		716
安否確認の見守り、声かけ	14.7	105
災害時の手助け	31.3	224
話し相手	6.6	47
急病時の対応	15.1	108
ちょっとした買い物代行やゴミ出しなど	2.8	20
簡単な掃除・洗濯などの家事	1.3	9
通院や外出などの手伝い	2.7	19
短時間の子どもの預かり	2.5	18
子育てや介護など悩みごとの相談	2.9	21
福祉についての情報の提供	9.4	67
その他	1.0	7
特にない	46.5	333
無回答	4.7	34

玉野市 地域福祉の推進に関する市民アンケート調査／単純集計結果	回答割合 (%)	回答件数
問22. 福祉サービスや福祉活動に関する情報の入手先		716
市の広報(広報たまの)	78.5	562
社協だより	31.4	225
地域の回覧板や掲示板	29.2	209
公共機関の窓口(市役所の窓口など)	3.8	27
新聞・雑誌・テレビ・ラジオ等	14.9	107
隣近所・友人・知人	13.0	93
インターネット、ホームページ	10.2	73
医療機関や薬局	3.1	22
介護等サービス事業所	4.9	35
民生委員・児童委員	2.8	20
地域包括支援センター	3.4	24
保育所・幼稚園・学校	6.0	43
その他	1.4	10
情報が入手しにくい	4.7	34
関心がない	4.9	35
無回答	2.1	15
問23. 日常生活上の悩みや不安		716
自分や家族の健康のこと	52.5	376
家庭内の人間関係のこと	6.7	48
学校・職場・地域での人間関係のこと	10.8	77
自分や家族の老後のこと	39.2	281
就学・進学のこと	4.9	35
仕事・就職のこと	10.1	72
育児や子どもの教育のこと	8.0	57
介護に関すること	21.1	151
生活費や収入など経済的なこと	30.6	219
財産の管理や契約のこと	4.7	34
緊急時・災害時のこと	29.9	214
地域の治安のこと	7.3	52
住まいのこと	7.8	56
その他	1.5	11
特にない	12.2	87
無回答	2.5	18

玉野市 地域福祉の推進に関する市民アンケート調査／単純集計結果	回答割合 (%)	回答件数
問24. 福祉のことで困っていることや悩みごとの相談先		716
家族・親類	44.7	320
近所・地域の人	8.0	57
職場の人	6.8	49
友人・知人	20.1	144
民生委員・児童委員	2.4	17
市役所の窓口	8.1	58
保育所・幼稚園・学校	1.4	10
すこやかセンター	1.1	8
社会福祉協議会	2.5	18
介護支援専門員(ケアマネジャー)	8.2	59
地域包括支援センター	3.4	24
医療機関や薬局	4.5	32
介護・福祉施設	3.5	25
その他	1.1	8
相談する相手がいない	4.7	34
相談することがない(必要がない)	26.3	188
無回答	4.7	34
問25. 老後の生活についての不安		716
健康や身体のこと	65.1	466
家族のこと	30.2	216
生活費や収入のこと	41.1	294
介護・介助してくれる人がいないこと	13.5	97
買物や通院の時に不便になること	20.4	146
医療費・介護保険等の負担のこと	22.9	164
金銭や財産の管理のこと	8.2	59
土地や家の相続のこと	11.2	80
緊急時・災害時のこと	21.9	157
家の中の段差など住まいのこと	5.4	39
近所の人や友人・知人との関係	2.8	20
時代の変化についていけないこと	4.5	32
その他	2.0	14
特になし	9.9	71
無回答	2.5	18
問26. 必要な福祉サービスを安心して受けるために必要なこと		716
利用者が自らの権利について学ぶ機会の充実	28.2	202
利用者がサービスを選ぶときの相談体制の充実	52.5	376
サービスに関するトラブルや苦情等について相談できる窓口の充実	27.5	197
サービスの内容を利用者にわかりやすく説明する機会の充実	47.1	337
日常生活上の判断能力が十分でない人への支援の充実 (財産管理や契約・重要書類の預かり、福祉サービスの利用援助など)	20.1	144
利用者の人権を守るための体制の充実	16.3	117
サービス提供事業者の人権意識の向上	16.9	121
サービス提供事業者の質の向上	27.2	195
悪質な事業者を排除する仕組みづくり	32.5	233
その他	2.9	21
無回答	7.4	53

玉野市 地域福祉の推進に関する市民アンケート調査／単純集計結果	回答割合 (%)	回答件数
問27.「成年後見制度」の認知		716
名前も内容も知っている	36.7	263
名前を見聞きしたことはあるが内容は知らない	33.9	243
名前も内容も知らない	24.7	177
無回答	4.6	33
問28. 災害の発生への備え		716
緊急時に必要なものをリュック等に入れて保管している	23.3	167
家族と災害時のことについて日頃から話し合っている	18.2	130
避難場所と避難の方法を決めている	24.9	178
地域の避難訓練に参加している	12.8	92
安否確認を近所や町内会の役員などに頼んでいる	1.7	12
隣近所の人と災害時の対応について話し合っている	3.5	25
地域の防災活動の企画・運営に携わっている	1.4	10
その他	1.4	10
特に備えはしていない	44.1	316
無回答	2.9	21
問29【地域福祉の推進】①玉野市(行政)の役割と思うこと		716
福祉活動の意義と重要性についての周知・啓発の充実	42.5	304
福祉活動の拠点の整備	44.8	321
福祉活動への資金的な援助	61.0	437
福祉活動のリーダーやボランティア活動に携わる人材の育成や発掘	25.1	180
福祉活動に携わる人どうしの連携への支援	20.3	145
相談や指導を行う専門職員の充実	40.8	292
困っている人と助けることができる人との間の調整を図る取組	25.7	184
助け合いの場や組織に関する情報提供の充実	36.7	263
地域での活動方法等に関する講座や研修会の充実	31.7	227
子どもを対象とした福祉教育の充実(学校などでの授業)	47.6	341
大人を対象とした福祉教育の充実	34.4	246
無回答	18.3	131
問29②玉野市社会福祉協議会の役割と思うこと		716
福祉活動の意義と重要性についての周知・啓発の充実	38.3	274
福祉活動の拠点の整備	28.6	205
福祉活動への資金的な援助	13.7	98
福祉活動のリーダーやボランティア活動に携わる人材の育成や発掘	49.9	357
福祉活動に携わる人どうしの連携への支援	47.6	341
相談や指導を行う専門職員の充実	38.0	272
困っている人と助けることができる人との間の調整を図る取組	47.8	342
助け合いの場や組織に関する情報提供の充実	38.0	272
地域での活動方法等に関する講座や研修会の充実	36.6	262
子どもを対象とした福祉教育の充実(学校などでの授業)	20.4	146
大人を対象とした福祉教育の充実	32.7	234
無回答	23.5	168

玉野市 地域福祉の推進に関する市民アンケート調査／単純集計結果	回答割合 (%)	回答件数
問30. 地域福祉充実のために必要な取組		716
住民がより一層福祉に関心を持つ	 34.5	247
あいさつができる程度の顔見知りの関係を広げる	 35.5	254
住民による見守り活動などを推進し、地域の問題点を早期に発見する	 26.3	188
住民が困ったときに、お互いに助け合える関係をつくる	 46.1	330
世代を問わず、いつでも気軽に集まれる場をつくる	 26.0	186
交流の機会となる地域の行事やイベントなどをもっと増やす	 13.7	98
住民が抱えている地域の問題を把握し、解決策を話し合う場を充実する	 19.1	137
保育所・幼稚園や学校と住民の交流やつながりを深める	 11.9	85
自治会・町内会、女性団体、老人クラブなどの地域の活動をもっと活発にしていく	 13.7	98
市や社会福祉協議会が発信する福祉に関する情報を入手し、活用する	 20.1	144
市や社会福祉協議会が開催する福祉講座や人権啓発講座等へ積極的に参加する	 7.8	56
ボランティア活動への理解を深め、積極的に参加する	 13.0	93
地域の防災訓練や災害ボランティア活動に参加する	 16.6	119
災害時に援助が必要な人の把握に対する理解を深める	 27.0	193
その他	 1.8	13
無回答	 10.2	73

和田地区福祉活動計画

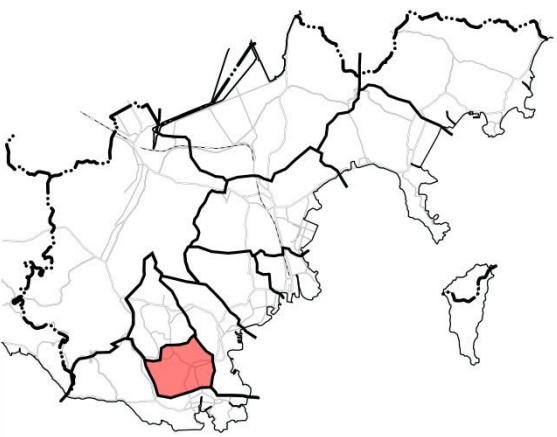


神登山からの風景

**和田地区社会福祉協議会
玉野市社会福祉協議会**

1 和田地区の地域特性

(1) 地域の概要

面積	2. 27km ²	
人口	5, 906人	
世帯数 (1世帯あたりの人数)	2, 811世帯 (2. 1人)	
高齢者数※65才以上 (75才以上の人口)	2, 137人 (1, 024人)	
年少人口 0～14才	427人	
町内会・自治会数	54ヶ所	
概要		
平野部から山裾にかけて住宅地が広がるこの地域は、宇野と渋川との中間地点であることからバスによる交通の便も良く、生涯学習を含めた教育施設が充実しており、また、各種医療機関も立地して、子供から高齢者まで幅広く生活できる住みやすい住宅環境を形成しています。 また、戦後に住宅地化された地域であるため歴史としては浅いものの、地域活動が盛んであり、特に「かっからか・デ・わだ」は伝統行事として根付いています。		

※住民基本台帳(平成29年2月1日現在)

※人口、世帯数、高齢者数には、御崎2丁目全域(一部日比市民センター管内)が含まれています。

※年少人口(0～14才)は、日比小学校区の数値です。

(2) 地域の主要な施設

高齢者関連	デイサービス 4ヶ所 グループホーム 1ヶ所	その他	小学校 1ヶ所(日比小学校) 中学校 1ヶ所(日比中学校) 高等学校 1ヶ所(玉野備南高等学校)
障がい者関連			公民館 2ヶ所 (和田公民館(和田市民センター)、 和田公民館分室)
児童関連	保育園 1ヶ所(和田保育園) 幼稚園 1ヶ所(和田幼稚園)		生涯学習センター 1ヶ所(ミネルバ) 消防出張所 1ヶ所(和田出張所)
医療機関	医院 3ヶ所 歯科 4ヶ所		分団消防機庫 1ヶ所(和田分団) 交番 1ヶ所(玉野マリン交番)

2 和田地区の課題と福祉活動計画

(1) 地域の目指す理念(スローガン)

『みんなで支える やさしいまち』

高齢になっても障がいを抱えていても、住民一人ひとりが力を出し合い、お互いの絆を強めて、悩みごとや困りごとを抱えた住民をみんなで支えあい、和田・御崎地区で暮らす誰もが和やかに生きがいを感じながら暮らすことのできる「やさしいまち」を目指します。

(2) 地域の課題と解決に向けた取り組み

※下記の付番は次ページ取り組み項目の付番と連動しています。

課題	取り組み
【近隣と付き合いが少なく住民が孤立しがち】 近隣同士の付き合いが薄れ、住民が孤立することで、生活上の課題を抱える住民が増える可能性がある。	①気軽に集える居場所づくり ②マップ作成による見守り体制づくり
【見守りや声掛けが不足し生活が不安】 住民のプライバシー意識の高まり、近隣同士の見守りや声掛けがしにくい環境となり、暮らしに不安を感じる住民が増えている。	②マップ作成による見守り体制づくり ③地区ボランティアセンターの設置
【興味の持てる活動が少なく参加しづらい】 地域活動が固定化されており、活動の選択肢が限られている。現在、活動に参加されていない住民への積極的な働きかけや周知(PR)が十分でない。	①気軽に集える居場所づくり ③地区ボランティアセンターの設置 ④移動支援サービスの開発
【車の運転ができないと外出がしづらい】 坂道や道幅が狭いところも多く、車の運転ができないと、買い物や通院等の外出が困難となり、生活に支障をきたす可能性がある。	③地区ボランティアセンターの設置 ④移動支援サービスの開発
【障がい者への理解や支援策が不十分】 障がいがある方への理解が十分でないため、住民による支援の手が有効に行き届いていない。障害がある方もより安心して暮らせる地域にする必要がある。	①気軽に集える居場所づくり ③地区ボランティアセンターの設置 ⑤福祉等に関する講習会の開催 ⑦安心して暮らすための環境整備
【和田地区社協が住民に浸透していない】 和田地区社協の取り組みが住民に周知(PR)されておらず、住民が地区社協の活動に参加しづらい。	③地区ボランティアセンターの設置 ⑥広報誌による地区社協の周知 ⑧地区社協の組織基盤の強化

(3) 取り組みの年次計画

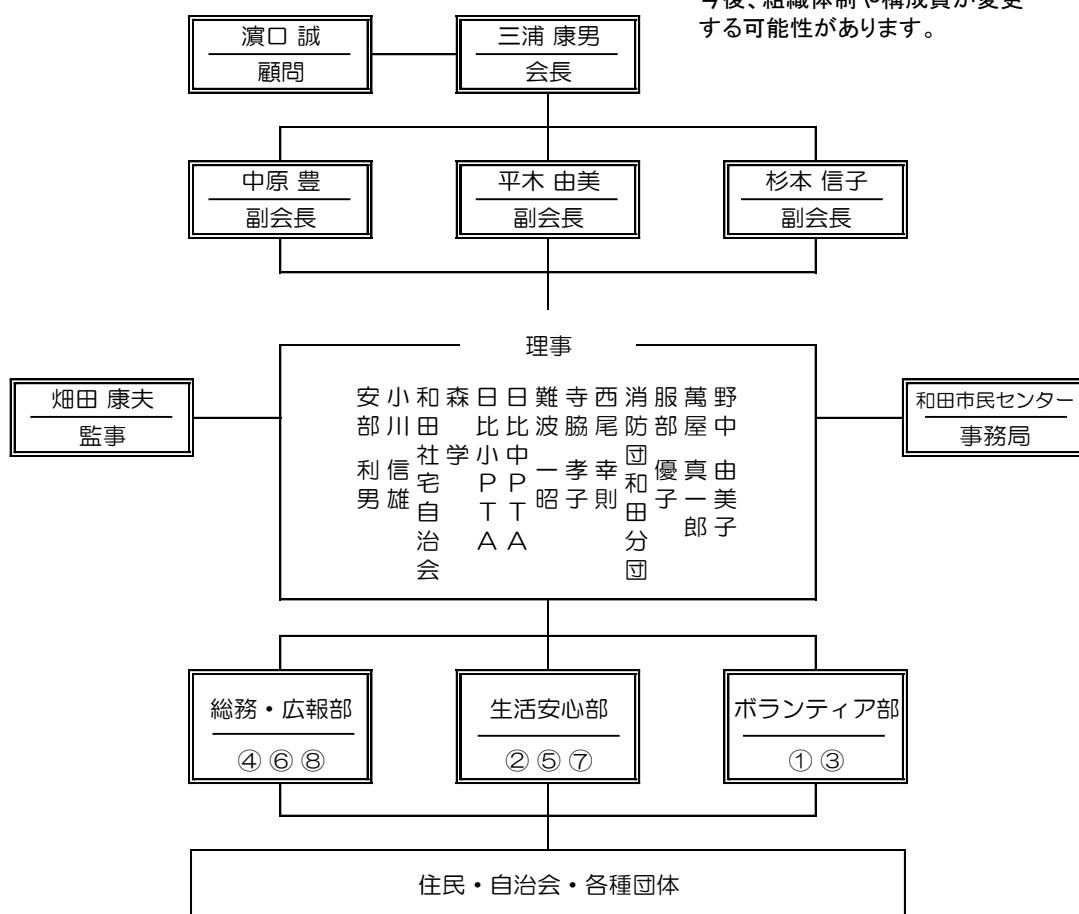
活動の内容	年次計画（年度）					連携する団体
	H29	H30	H31	H32	H33	
①気軽に集える居場所づくり						
様々な立場・年代の人が気軽に集える居場所をつくり、住民の孤立を防止します。	→					民生委員会 愛育委員会
②マップ作成による見守り体制づくり						
地域で支援が必要な人をマップ上に印し、一人ひとりを地域住民で見守る体制をつくります。	→					自主防災連合会
③地区ボランティアセンターの設置						
地区ボランティアセンターを設置し、住民の困りごとを住民が支援する助け合い活動を推進します。	→					自治会・町内会 コミュニティ協議会
④移動支援サービスの開発						
移動手段が確保できない住民に外出の機会を提供できるように、移動支援サービスの開発を目指します。	-----→					老人クラブ
⑤福祉等に関する講習会の開催						
障がい等、福祉に関する知識を得るための講習会を開催し、住民の福祉意識の高揚を図ります。	→					民生委員会 愛育委員会 自治会・町内会 コミュニティ協議会
⑥広報誌による地区社協の周知						
地区社協活動に特化した広報誌を作成し、広く住民に地区社協を周知するとともに、投稿を公募するなど住民参加による紙面をつくります。	→					自治会・町内会
⑦安心して暮らすための環境整備						
まちを点検することにより危険箇所を発見し、修理や補修することで、安心できる生活環境を整備します。	→					市民センター 市
⑧地区社協の組織基盤の強化						
さらに充実した取り組みを計画に沿って推進するため、地区社協組織の基盤を見直して強化します。	-----→					自治会・町内会 コミュニティ協議会

(4) 計画の推進

本計画を推進するには、多様な担い手が連携を図りながら、それぞれの活動に取り組んでいく体制づくりが必要なために、和田地区では、地区内で活動する各種団体と市民センターとで構成するネットワーク「和田地区社会福祉協議会」を設置しています。この組織が中心となり、多くの住民の参画を得ながら、また、市社会福祉協議会による活動に関する情報やアドバイスの提供、財源の補助等の支援を受けながら計画を推進します。

【和田地区社会福祉協議会 組織図】

※平成29年度組織体制(案)です。
今後、組織体制や構成員が変更
する可能性があります。



※各部の付番は担当する活動を示しており、前ページ取り組み項目の付番に対応しています。



可部地区社協(広島市安佐北区)視察研修



第2次地区福祉活動計画策定作業

【４】玉野市地域福祉計画策定委員会条例

平成 23 年 9 月 20 日条例第 14 号

改正 平成 28 年 3 月 23 日条例第 1 号

(目的)

第 1 条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づく本市における地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、玉野市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、市長からの諮問に応じて、計画の策定に関する事項について調査及び審議し、その結果を市長に答申する。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募に応じた者
- (3) 福祉関係団体の代表者
- (4) 関係団体の職員
- (5) その他市長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条に定める答申があった日をもって終了する。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(その他)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(玉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給条例の一部改正)

2 玉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給条例（昭和 44 年玉野市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。（次のよう略）

附 則（平成 28 年 3 月 23 日条例第 1 号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

【5】玉野市地域福祉活動推進計画策定委員会設置要綱

玉野市地域福祉活動推進計画（玉野市地域福祉計画・玉野市地域福祉活動計画）策定委員会設置要綱

（目的）

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定する玉野市地域福祉計画及び同109条に規定される地域福祉を推進するための玉野市地域福祉活動計画を、玉野市地域福祉活動推進計画(以下、「計画」という。)として、一体的に策定することを目的として玉野市地域福祉活動推進計画策定委員会(以下、「委員会」という。)を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次の事項を協議するものとする。

- (1) 計画の策定及び推進に関すること
- (2) 計画の調査及び啓発に関すること
- (3) その他、地域福祉の推進に関すること

（組織）

第3条 この委員会は、20名以内の委員で組織し、次に掲げる者の内から玉野市社会福祉協議会会長(以下「会長」という。)が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域の代表者
- (3) 医療・福祉又は保健に関係する法人その他の団体に属する者
- (4) 行政・教育関係者

2 委員会に委員長1名、副委員長1名を置き、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、計画の策定完了日までとする。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる

（作業部会）

第6条 計画の策定及び推進に必要な実務的事項の精査を行うため委員会の下部組織として作業部会を置く。

2 作業部会は玉野市長若しくは会長が別に指名した、職員をもって構成する。

（費用弁償）

第7条 委員会の会議に出席した委員には、費用弁償として日額6,500円(源泉所得税控除前の額)を支給する。ただし、玉野市長から委嘱を受けた玉野市地域福祉計画策定委員を兼ねる場合又は、地方公務員法(昭和22年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する職員にはこれを支給しない。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、玉野市健康福祉部福祉政策課及び玉野市社会福祉協議会事務局において処理する。

(守秘義務)

第 9 条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第 10 条 その他必要な事項は、委員長が委員会の会議で協議して決定する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 この規程による最初の会議は、第 5 条第 1 項の規程にかかわらず、会長が招集する。

【6】玉野市地域福祉活動推進計画策定委員会 委員名簿

(委員名は五十音順、敬称略)

	氏名	所属等	職名
委員長	五嶋 幹雄	玉野総合医療専門学校 介護福祉学科	学科長
副委員長	池田 美知子	玉野市民生委員児童委員協議会	会長
委員	浅野 聰子	玉野市栄養改善協議会	会長
委員	市倉 勇樹	玉野市健康福祉部	部長
委員	稲田 敏子	公募委員	
委員	入口 優	弁護士法人 岡山パブリック法律事務所 玉野支所	弁護士
委員	大賀 和弘	公募委員	
委員	岡崎 文代	玉野市愛育委員協議会	会長
委員	岡崎 幸生	東児地区社会福祉協議会	会長
委員	坂屋 豊	特定非営利活動法人 円い空	理事
委員	立花 千恵子	(社福) 日輪会 特別養護老人ホーム 宗玉園	施設長
委員	田中 徹	玉野市コミュニティ協議会	副会長
委員	永井 美代子	(一財) 玉野市身体障害者福祉連合会	会長
委員	濱川 雅夫	(社福) 同仁会 のぞみ園	園長
委員	東 りえ	玉野市PTA 連合会	代表
委員	久富 郁郎	玉野市老人クラブ連合会	会長
委員	平木 由美	和田地区社会福祉協議会	副会長
委員	宮原 一也	玉野商工会議所	副会頭
委員	山本 利夫	玉野市ボランティア連絡協議会	会長

【7】玉野市地域福祉計画庁内策定本部設置要綱

平成 23 年 9 月 29 日訓令第 31 号

改正 平成 28 年 4 月 1 日訓令第 28 号

(目的)

第 1 条 玉野市地域福祉計画策定委員会条例（平成 23 年玉野市条例第 14 号。以下「条例」という。）第 1 条の目的を達成するため、庁内における検討組織として玉野市地域福祉計画庁内策定本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 本部は、条例第 1 条に規定する目的を達成するために必要な事項について意見の交換及び調整を行う。

(組織)

第 3 条 本部は本部長及び本部員をもって組織する。

(1) 本部長は、副市長をもって充てる。

(2) 副本部長は、健康福祉部長をもって充てる。

(3) 本部員は、政策財政部長、総務部長、産業振興部長及び教育次長をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第 4 条 本部長は、本部を総括し、必要に応じ本部会議を招集し、その議長となる。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(幹事会)

第 5 条 本部の所掌事務を円滑に推進するため、本部に幹事会を置く。

2 幹事長は、健康福祉部長を、副幹事長は、福祉政策課長をもって充てる。

3 幹事は、本部員が所属する関係課職員及び関係機関の中から本部長が委嘱する。

(幹事長及び副幹事長の職務)

第 6 条 幹事長は、幹事会を総括し、必要に応じ幹事会を招集し、その議長となる。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第 7 条 本部の庶務は、健康福祉部福祉政策課において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営について必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、訓令の日から施行する。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日訓令第 28 号）

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

【8】玉野市地域福祉計画庁内策定本部 名簿

1 本部

職 名		氏 名
本部長	副市長	西村 薫三
副本部長	健康福祉部長	市倉 勇樹
本部員	政策財政部長	加藤 翔大
	総務部長	山上 誠二
	産業振興部長	尾崎 敬一
	教育次長	岡本 隆

2 幹事会

職 名			氏 名
幹事長	健康福祉部	部長	市倉 勇樹
副幹事長	福祉政策課	課長	中村 典男
幹 事	総合政策課	課長補佐	小笠原 隆文
	財政課	係長	森 真志
	総務課	主査	安井 正昭
	協働推進課	係長	磯本 淳也
	長寿介護課	課長補佐	大月 俊治
	健康増進課	係長	林 智美
	商工観光課	係長	清山 智保
	就学前教育課	係長	尾崎 正道
	社会教育課	主幹	長崎 英治
	(玉野市社会福祉協議会)		石東 丈典
	(玉野市社会福祉協議会)		広畑 武史

【9】策定経緯

期 日		内 容
平成 28 年	1 月 25 日～2 月 22 日	地域懇談会
	6 月定例議会	厚生委員会にて策定について報告
	8 月 24 日～9 月 7 日	地域福祉の推進に関する市民アンケート調査
	9 月 9 日～9 月 16 日	第 1 回玉野市地域福祉計画庁内策定本部幹事会（書面開催）
	9 月 12 日～9 月 20 日	第 1 回玉野市地域福祉計画庁内策定本部会（書面開催）
	9 月定例議会	厚生委員会にて策定について報告
	9 月 21 日	第 1 回玉野市地域福祉活動推進計画策定委員会
	10 月 24 日～11 月 4 日	地域福祉関係団体ヒアリング調査
	12 月定例議会	厚生委員会にて素案について協議
	12 月 16 日	第 2 回玉野市地域福祉計画庁内策定本部幹事会
	12 月 16 日	第 2 回玉野市地域福祉計画庁内策定本部会
	12 月 21 日	第 2 回玉野市地域福祉活動推進計画策定委員会
平成 29 年	1 月 4 日～1 月 31 日	パブリックコメントの実施（意見等なし）
	2 月 21 日	第 3 回玉野市地域福祉計画庁内策定本部幹事会
	2 月 21 日	第 3 回玉野市地域福祉計画庁内策定本部会
	2 月 27 日	第 3 回玉野市地域福祉活動推進計画策定委員会
	3 月定例議会	厚生委員会にて案について協議

玉野市地域福祉活動推進計画

発 行 行／平成 29 年（2017 年）3 月
発 行 者／岡山県玉野市・玉野市社会福祉協議会
問 合 せ 先／玉野市福祉政策課

〒706-8510

岡山県玉野市宇野 1 丁目 2 7 - 1

TEL（0863）32-5555

FAX（0863）31-9179

玉野市社会福祉協議会

〒706-0001

岡山県玉野市田井 5 丁目 2 2 番 1 号

TEL（0863）31-5601

FAX（0863）31-5638
